

# 町内会活動ハンドブック

(2015年版)



郡山市

# 郡山市民の歌

内海久二 作詞

古関裕而 作曲

あ け ゆ く あ さ ー か の き ぼ う の き て き  
あ の ひ と こ の ま ち み な ぎ る ち か ら あ  
あ ー ふ る い た つ ふ る さ と は  
あ こ が れ の せ る わ か ご ー ま か  
す す め ー よ わ れ ら の こ お り や ま

*mf*  
*f*  
*mf*  
*f* *mf*

一、  
あ 明 け ゆ く 安 積 野 希 望 の 汽 笛  
あ の 人 こ の 街 み な ぎ る 力  
あ あ 奮 い 立 つ ふ る さ と は  
あ こ が の 憧 れ 乗 せ る 若 駒 か  
す す 進 め よ わ れ ら の 郡 山

二、  
か が や 輝 く 安 達 太 良 さ さ や く 瀬 音  
あ の 鳥 こ の 花 幸 福 歌 う  
あ あ う る わ し い ふ る さ と は  
や さ し 優 し い 母 の ま な ざ し か  
そ た 育 て よ わ れ ら の 郡 山

三、  
は た ら 働 く 欲 び タ ベ の 祈 り  
あ の 星 こ の 窓 楽 し い ま だ い  
あ あ や す ら か な ふ る さ と は  
あ ふ 溢 れ る 夢 の 揺 籠 か  
さ か 栄 え よ わ れ ら の 郡 山

昭和29年作

# ◆ 目 次 ◆

町内会長が変更になったときの届出等	4
町内会困りごとQ & A	5
セーフコミュニティについて	8

## 【第1部 町内会について】

1 町内会組織図	10
2 郡山市まちづくり活動保険制度	11
3 町内会長「徽章」	11
4 町内会加入促進チラシ・ポスター	11
5 回覧板の配布	11
6 会報紙の発行	11
7 功労者表彰の実施	11
8 「町内会」の活動	11
9 町内会の運営と役員	12
10 集合住宅について	13
11 町内会を新たに結成する場合	13
【参考資料】 町内会加入促進用チラシ（例）	15
【参考資料】 町内会収支予算書（例）	16
【参考資料】 町内会収支決算書（例）	18
【参考資料】 町内会会則（例）	20
【参考資料】 集会所使用規程（例）	22

## 【第2部 町内会と市の関わり】

1 町内会の関係事務	23
（1）町内会長が変更になったら	
（2）ふれあいファックスネットワークFACT事業	
（3）市刊行物等配布謝礼金	
（4）町内会長等行政連絡謝礼金	
（5）広報こおりやま等の配布	
（6）町内会の法人化（認可地縁団体）	
2 集会所への助成	25
（1）集会所整備等に係る助成	
（2）集会所等の固定資産税の課税免除	
3 懇談会・困りごと相談	27
（1）町内会長等と市長との懇談会	
（2）その他の困りごと相談	

<b>4</b>	<b>地域づくり支援</b> . . . . .	<b>27</b>
	(1) ひとまちづくり活動応援事業	
	(2) まちづくり活動保険	
	(3) 福島県地域づくり総合支援事業（サポート事業）	
	(4) 公益信託うつくしま基金	
	(5) コミュニティ助成事業	
<b>5</b>	<b>防災・防犯</b> . . . . .	<b>30</b>
	(1) 消防	
	(2) 救急	
	(3) 災害時の情報伝達手段	
	(4) 災害時要援護者避難支援制度	
	(5) 避難場所の指定	
	(6) 浸水ハザードマップ	
	(7) 自主防災組織	
	(8) 地域パトロール支援事業	
	(9) 防犯灯の修繕・新設	
	(10) 交通安全	
	(11) 交通安全教室	
<b>6</b>	<b>ごみ・地球環境</b> . . . . .	<b>35</b>
	(1) ごみ集積所の新設等の手続き	
	(2) ごみ集積所立会指導事業	
	(3) 「集団資源回収」で1kgにつき5円の報奨金が交付されます	
	(4) レジ袋削減にご協力を	
	(5) どこでも環境教室	
	(6) 廃棄物の野外焼却は禁止です	
<b>7</b>	<b>道路・河川</b> . . . . .	<b>37</b>
	(1) 市道(生活道路)の拡幅・舗装	
	(2) 私道整備の補助制度	
	(3) 市道の維持・補修	
	(4) 市道の除雪基準について	
	(5) 河川愛護団体の郡山地区河川愛護協議会への登録	
<b>8</b>	<b>公園・緑</b> . . . . .	<b>39</b>
	(1) 郡山市公園愛護協力会	
	(2) 遊具等の公園施設の修繕	
	(3) 除草・清掃等のゴミ収集	
	(4) 共同で行う緑化活動への助成	
	(5) 緑の街並みづくり事業	
	(6) 記念樹の交付	

- (7) 生垣づくりの助成制度
- (8) 「緑の募金」運動
- (9) 花いっぱいコンクール

**9 水道** . . . . . 43

- (1) 水道の使用開始・中止
- (2) 水道料金等の納入
- (3) 漏水調査について
- (4) 路上漏水について
- (5) 集合住宅等の水道料金等の徴収

**10 地域福祉** . . . . . 45

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 共同募金
- (3) 日本赤十字社
- (4) 地域包括支援センター
- (5) 認知症サポーター
- (6) 孤独死・孤立死等の防止に係る情報提供について

**11 生涯学習・ボランティア** . . . . . 47

- (1) ユニバーサルデザイン
- (2) 男女共同参画 さんかく教室
- (3) 市政きらめき出前講座
- (4) 移動消費生活センター
- (5) ニュースポーツ用具の貸し出し
- (6) 郡山市生涯学習きらめきバンク
- (7) 公民館等の予約について
- (8) 社会福祉協議会ボランティアセンター
- (9) 市民活動サポートセンター
- (10) ゲートボール場用地の固定資産税等の減免

**12 納税貯蓄組合** . . . . . 51

**13 各種相談** . . . . . 52

**14 原子力災害対策・除染** . . . . . 54

- (1) 郡山市ふるさと再生除染実施計画
- (2) 身のまわりの放射能の測定・測定機の貸出
- (3) 食の安全確保
- (4) 放射線内部被ばく検査
- (5) 原子力損害賠償請求に関する相談窓口

**【巻末資料】** 「郡山市庁舎案内図」・「すぐに役立つ電話一覧」

## 町内会長が変更になったときの届出等

町内会長（自治会長等の名称を含む）に就任すると、総会の準備、事業計画及び予算編成など、いろいろな業務が出てきます。

このページでは、町内会長が変更になった時に必要な届出等についてお知らせします。

（問合せ：市民・NPO 活動推進課 TEL924 - 3471）

### □ 町内会長変更の届出 【関連 23 ページ】

町内会長が代わったときは、「町内会等関係事項変更届」の提出をお願いします。詳しくは市民・NPO 活動推進課又は最寄りの行政センターへお問い合わせください。

※毎年2月頃に、変更届の提出依頼の文書を送付しています。

### □ ふれあいファックスの変更届 【関連 23 ページ】

市では、災害時の情報提供のほか、市政情報をファックス又はEメールでお送りする「ふれあいファックスネットワーク FACT 事業」を実施しており、町内会長の皆様に登録いただいています。

ファックス機器をお持ちでない場合には、市からお貸ししています。

町内会長が代わった際には、ふれあいファックスの変更届についても提出をお願いします（「町内会等関係事項変更届」と一緒に提出をお願いします）。

### □ 広報こおりやま等の配送先変更の手続き 【関連 24 ページ】

広報こおりやま等の配送先に変更がある場合には、変更届の提出をお願いします。届出の時期によっては、翌々月号分からの変更となります。

### □ 認可地縁団体の代表者変更の届出 【関連 24～25 ページ】

市から認可地縁団体として認可されている場合、代表者（町内会長）が代わったときには上記「町内会等関係事項変更届」のほかに、別途手続きが必要です。

## 町内会困りごとQ & A

ここでは、よくある困りごとについて「Q & A」として掲載しています。  
その他、問合せ事項がある場合には、市民・NPO 活動推進課へ御相談ください。

### Q 1. 地域にひとり暮らしの高齢者がいるが、何かあったとき不安である。

まずは、地区担当の民生委員・児童委員の方に御相談ください。民生委員・児童委員の連絡先などが分からないときは、保健福祉総務課（Tel924 - 3822）へ御連絡ください。

### Q 2. 持主のわからない土地や建物があり、管理状況に不安がある。

相談の内容によって担当課と協議しますので、まずは市民・NPO 活動推進課（Tel924 - 3471）へ御連絡ください。

### Q 3. 生活に困っていると思われる人が、近所の公園で寝泊りしている。 どこに相談したらよいか。

保健福祉総務課（Tel924 - 3822）又は最寄りの警察署（郡山警察署 Tel922-2800、郡山北警察署 Tel991-0110）へ御相談ください。

### Q 4. 道路で危険な場所がある。どこに相談したらよいか。

市道の場合は道路維持課（Tel924-2301）、県道の場合は福島県県中建設事務所（Tel935-1456）、国道の場合は郡山国道事務所郡山維持出張所（Tel932-4486）にお問い合わせください。

### Q 5. 防犯灯の球切れ、破損を見つけたらどうしたらよいか。

市民安全課（Tel924-2151）又は最寄りの行政センターにお問い合わせください。  
その際、電柱等に付いている防犯灯プレートの番号を御連絡ください。

（関連：34 ページ）

**Q 6. 近所にアパートやマンションができたが、町内会への勧誘はどうしたらよいか。**

町内会・自治会の役割や加入の利点について、具体的に説明することで町内会への加入を促すことが効果的です。なお、市では、町内会加入を呼びかけるチラシを作成しておりますので、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へ御相談ください。

**Q 7. 市の事業で何か工事をしているが、内容をもっと詳しく知りたい。**

市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）でお調べいたしますので、御連絡ください。

**Q 8. 市が新しい事業を実施するようなので内容が知りたいが、担当部署がわからない。**

市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）でお調べいたしますので、御連絡ください。

**Q 9. ごみ集積所の設置や場所の変更をしたい。**

届出が必要となりますので、清掃課（Tel924-2181）へ御相談ください。  
（関連：35 ページ）

**Q10. 路上で漏水している。**

すみやかに調査しますので、水道局配水課（Tel932-7642）へお問い合わせください。（関連：44 ページ）

**Q11. 地域づくりをしたい。**

市や県において、地域づくり活動を行っている団体を支援する各種制度を設けています。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。  
（関連：27～30 ページ）

**Q12. 町内会員の帳簿を作成したいが、個人情報保護の問題があり難しい。**

町内会の活動では、いろいろな場面で会員の情報が必要となります。そのとき、個人情報保護の関係から、連絡先等の情報を教えてもらえないケースがあるようです。作成にあたっては、なぜその情報が必要なのかを十分に説明したうえで理解していただくことが重要です。また、集めた情報は、厳重に管理・保管し、目的外には使用



しないのはもちろん、細心の注意を払うことが重要です。

詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。

### Q13. 町内会の活動中に怪我をしてしまった。

市では、市民の皆さんが安心して町内会活動を行えるよう、市が保険料を負担し、活動を行う市民の皆さんを補償対象とする「まちづくり活動保険」を導入しています。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。

（関連：28 ページ）

### Q14. 地域で集会所を建てたい、直したい。

市では、集会施設の新築、改築工事や修繕に要する費用の一部を補助する制度を設けています。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。（関連：25～26 ページ）

### Q15. 町内会の名義で土地や建物を取得するには、どうしたらよいか。

集会施設などの財産を持つ町内会は、市に申請し、認可を受けることで、法人格を持つことができます。このような法人として認可を受けた町内会（「認可地縁団体」といいます）は、町内会名義での不動産登記が可能となります。詳しくは、市民・NPO 活動推進課（Tel924-3471）へお問い合わせください。（関連：24～25 ページ）

### Q16. 選挙区内の政治家から町内会の行事に差入れがあった場合、受け取ってよいか。

公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対して一切寄附をしてはならないこととされています。また、選挙区内の有権者が政治家に寄附を求めることも禁止されています。

## セーフコミュニティについて

郡山市では、市民総参加により「セーフコミュニティ」に取り組んでいきます！

### 【概要】

セーフコミュニティとは、「けがや事故などは偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防することができる」という基本理念に基づいて、その傷害予防活動に重点を置き、地域社会全体が協働により安全・安心の取り組みを行っている地域のことです。



1989年（平成元年）、WHO（世界保健機関）地域安全推進協働センターにより国際認証制度が開始され、平成27年2月時点で、国内では10都市（世界では347都市）が認証を取得しています。郡山市でも、平成29年度の認証取得を目指して、セーフコミュニティ活動を推進しています。

### 【期待される効果】

セーフコミュニティ活動では、専門機関や行政機関、学識経験者などが保有するさまざまなデータを分析することにより見えてくる地域課題を解決するために、町内会をはじめとする地域活動団体や企業、行政等が行っている安全・安心の取り組みに、分野の垣根を越えて専門家による評価検証を加えることで、より有効で根拠のある取り組みを展開することを目指します。

このことにより、次のような効果が期待できます。

- (1) けがや事故の減少により、市民の誰もが希求する「安全・安心」が向上する
- (2) 安全・安心への取組みを通じて、地域住民、関係機関、各種団体と行政が協働することにより、情報や連帯意識を共有できる
- (3) 国際基準による安全・安心の取組みを行う自治体として地域イメージが向上する

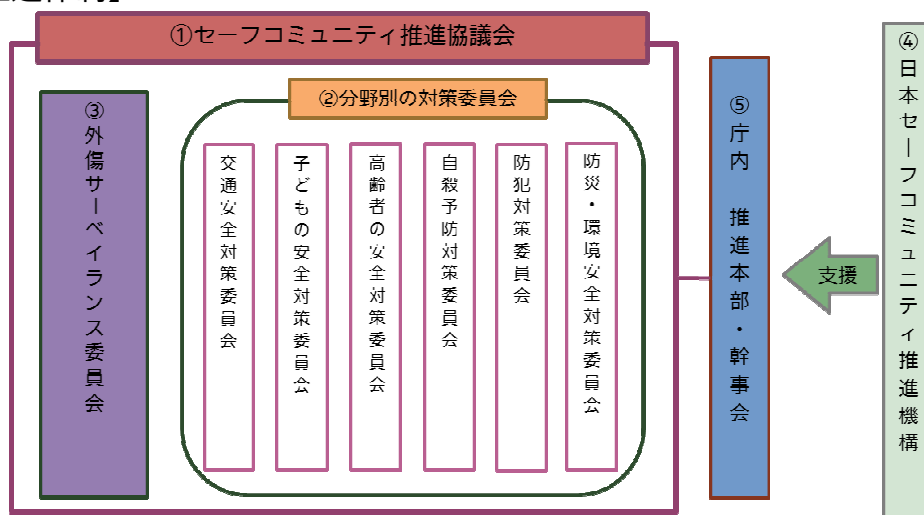
### 【各町内会での取組み】

郡山市自治会連合会には、次ページの推進体制において、セーフコミュニティ推進協議会、分野別対策委員会の一員として重点課題の解決に取り組んでいただきます。

各町内会においても、専門家による評価検証に基づき、家庭や地域内でのけがや事故の予防活動に努め、みんなでセーフコミュニティを推進していきましょう。

（問合せ）市民安全課 セーフコミュニティ推進室 Tel924-2151

## 【推進体制】



①セーフコミュニティ推進協議会…市長を会長に、自治会連合会等の地域活動団体、関係機関等の42団体で構成され、分野の垣根を越えた全市的な組織です。

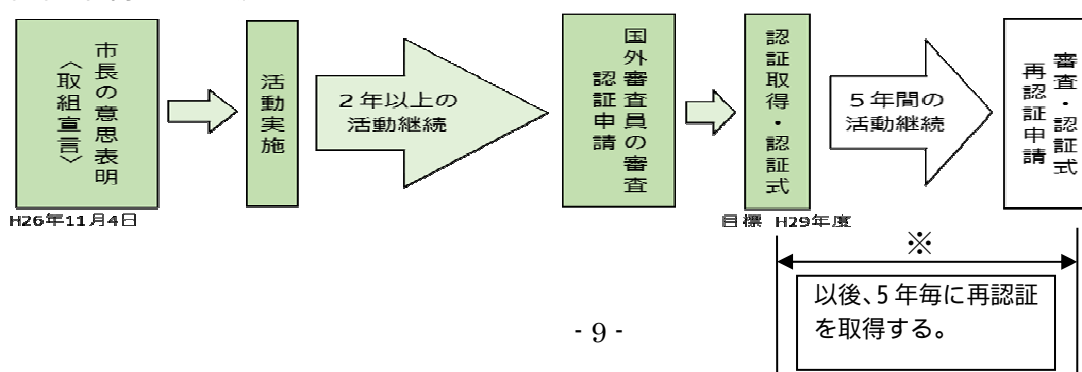
②分野別の対策委員会…交通安全、こどもの安全、高齢者の安全、自殺予防、防犯、防災・環境安全に関する6つの分野別対策委員会を設置します。対策委員会は、それぞれの分野の関係団体や自治会連合会等で構成され、年10回程度会議を開催し、各分野で取組む重点課題を決定するとともに、その課題解決に向けて様々なデータを収集してセーフコミュニティ活動に取り組んでいきます。

③外傷サーベイランス委員会…地域医療の関係者、学識経験者（大学教授等）、関係機関（警察・消防等）、市職員等で構成され、外傷等のデータ収集・分析を行うとともに6つの分野別対策委員会の活動を評価検証する機関です。

④日本セーフコミュニティ推進機構…社会及び地域、公共空間、家庭等の安全・安心の推進に関する調査及び研究、普及啓発及び広報活動、教育研修等、国際認証に関わる支援及び助言等を行う団体です。

⑤推進本部・幹事会…行政としての取組方針を決定する庁内機関です。

## 【認証取得までの流れ】



# 【第1部 町内会について】

## 1 町内会組織図

(平成27年4月1日現在)

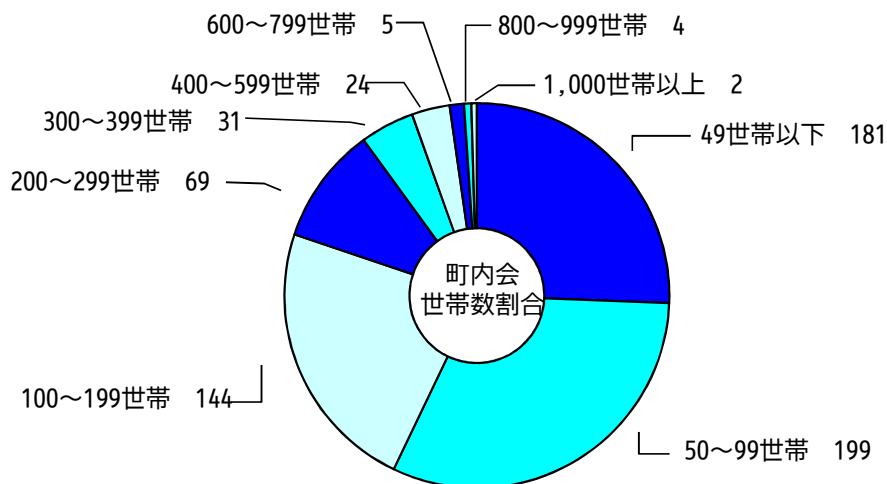
郡山市自治会連合会	郡山中央町内会連合会	317町内会
	安積町自治会長会	29町内会
	三穂田町区長会	12町内会
	逢瀬町区長会	8町内会
	片平町区長等連絡協議会	20町内会
	喜久田町区長会	17町内会
	日和田町町内会長協議会	35町内会
	富久山町連合町内会長会 連絡協議会	118町内会
	湖南町区長会	12町内会
	熱海町行政区長会	22町内会
	田村町自治会	29町内会
	西田町区長会	17町内会
	中田町内会連絡協議会	13町内会
	計	649町内会
単独のもの	10町内会	
郡山市町内会総数	659町内会	

**【郡山市自治会連合会事務局】**

市民部 市民・NPO活動推進課内 TEL 924-1888 FAX 931-5186

## 【参考】町内会の規模別一覧

(平成27年4月1日現在)



## 2 郡山市まちづくり活動保険制度

郡山市まちづくり活動保険制度は、市民の皆さんが安心して町内会活動やボランティア活動などの市民公益活動を行えるよう、市民公益活動中の傷害事故や他人に対する損害賠償事故を補償するものです。

詳しくは、町内会長の皆さんへお送りしている「郡山市まちづくり活動保険制度のご案内」をご覧ください。

※「市民公益活動」とは、市民の皆さんが公共の利益のために自主的・自発的に行う活動です。

## 3 町内会長<sup>きしょう</sup>「徽章」

町内会長の「徽章」を希望者に販売しています。価格は、1個3,000円です。

詳しくは事務局へお問い合わせください。

## 4 町内会加入促進チラシ・ポスター

事務局において町内会未加入者に対する加入促進のチラシをお渡ししています。

## 5 回覧板の配布

市刊行物や地域のお知らせ等を回覧するための回覧板を町内会長等へ配布しています。

古くなったり、班数が増えて足りなくなったりした場合は、事務局までご連絡ください。

## 6 会報紙の発行

連合会の活動内容をお知らせするために、会報紙を発行し、配布しています。

## 7 功労者表彰の実施

地域の住民自治活動を積極的に推進し、その功績が顕著である個人や町内会等を表彰しています。

## 8 「町内会」の活動

町内会は、一定の区域に住む住民の自主的な意思による総意にもとづき、地域を快適で住みやすくするために結成された任意の団体であり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」との考えのもと、安全で安心なコミュニティづくりの中心的な担い手として活動しています。

各町内会は、おおむね次のような活動をしています。その活動の意義は深く、地域における連帯感の醸成やまちづくりにおいても重要な役割を担っています。

### **① 地域課題の解決の場**

私たちの地域を見渡したとき、ごみ問題、ひとり暮らしの高齢者対策、子育て支援、地域福祉の充実、青少年の非行防止、道路や公園などの環境整備、地域防災防犯、交通安全などいろいろな課題があります。このような課題は、個人や家庭だけではなかなか解決で

きません。

町内会では、こうした問題の要望や意見を取り上げて話し合い、共通の課題として解決していきます。

その過程で町内会は、市や県、警察、あるいは国などと深い関わりを持つこととなります。郡山市では、町内会を市民協働の重要なパートナーと位置づけ、連携を図っています。



## ② 地域住民の生活向上と地域福祉増進の場

《活動例》

- ・住民環境の整備維持と美化活動
- ・防災・防犯体制の整備と日常活動
- ・地域福祉の充実
- ・交通問題と交通事故防止対策
- ・青少年活動への支援と青年育成
- ・赤十字活動、共同募金活動
- ・高齢者・障がい者への福祉活動
- ・地域内文化振興活動の推進
- ・健康・体育と構成活動
- ・近隣町内会、連合町内会等との連携諸活動
- ・市民行政及び各種情報の伝達普及
- ・「町内会報」等の発行並びに連絡文・回覧紙等の作成・配布・掲示

## ③ 地域住民の連携と親睦の場

地域生活向上・地域福祉増進のため人々がふれあい、話し合い、協力し合う場として、次のような行事等を開催しています。

《行事例》

- ・道路や公園、湖岸等の美化清掃
- ・防犯訓練や防犯パトロール
- ・交差点等での交通安全誘導
- ・子供会行事、学童見守り活動
- ・運動会、文化祭、盆踊り・音楽等のまつり
- ・文化厚生教室、文化作品展の開催
- ・餅つき、体力テスト会、音楽・合唱、演芸会等世代間交流会の開催
- ・講習会、見学会、視察研修、ウォーキング、ハイキング等の開催
- ・高齢者対象のいきいきサロン、敬老会開催
- ・慶弔事、介護等への協力

## 9 町内会の運営と役員

### ① 運営方法

町内会は地域住民が主体的活動をする組織であり、その活動は会員の総意であるべきです。

運営方法は、通常総会や役員会などでより多くの会員の意見を取り入れ、民主的に決めていく必要があります。

### ② 会則の制定及び改正等

町内会を円滑に運営していくためには、「会則」を制定し、一定の基準等を設けて

物事を処理していくことが必要です。また町内会を運営していく中で、社会情勢の変化によって、会則の不都合や運営に支障がある場合、会則を改正し又は細則を設けて運営をやすくしていく必要もあります。

### ③ 意見の集約

地域で生活していくうえで起きた課題はみんなの問題・公共の課題として考えていく必要があります。課題に対しては、多くの会員の意見を聞いて対策を決めていくのが町内会の基本です。重要事項を扱う総会の表決のあり方は意見集約の中心になります。また、その議案やそれに関連する諸事項を決める代議員会や役員会などでの審議も重要です。

### ④ 役員を選出方法と任期

日々の問題解決の実際は役員会での決定が重要になります。役員を選出方法については、会長の場合、【1】選考委員会・推薦会等により候補者を選び総会で選任、【2】副会長の中から選出、【3】選挙等、いろいろありますが、会員の意見が公正に反映できる民主的な選出方法を会則（又は選出規程）で決めておくことです。

### ⑤ 事業・収支報告、事業計画・予算

前年度の事業報告や収支決算（会計）報告については、会長ほか関係役員及び会計

で事業報告書として作成します。これに事業計画案、収支予算案を合わせ「総会議案書」として会員全員に知らせる必要があります。

新年度の総会では前年度について報告して承認を受け、新年度の事業計画や収支予算を決定します。会計処理は、複数の役員を通さないとできない仕組みにしておくべきであり、監査も2名以上おくべきでしょう。

※郡山市自治会連合会では、町内会の収支予算書等の作り方のご相談も受け付けています。

また、収支予算書・決算書の例も掲載いたしましたので、参考にしてください。【関連16～19 ページ】

## 10 集合住宅について

アパート・マンション等では新たに町内会を結成する事例もありますが、世帯数の少ない場合は、隣接の既存町内会との話し合いによる統合・加入が望ましいと思われます。

## 11 町内会を新たに結成する場合

一般的には、既存町内会へ加入する事例が多く見られますが、世帯数が多く単独の町内会を設立したい場合には、地域の連合会や郡山市自治会連合会事務局（市民・NPO活動推進課内）へ御相談ください。

また、既存町内会・自治会にあっても、規

模（世帯数）の小さな場合、その形態・新旧の違いに関わらず、隣接町内会との統合・合併を検討し、適正規模とすることを考慮すべきケースもあります。

（問い合わせ）

郡山市自治会連合会事務局

（市民・NPO 活動推進課内）

Tel.924-1888

**【参考】 設立までの一般的な流れ**

- ① 町内会の設立の必要性について検討する。  
（既存町内会との統合・合併はできないか、近隣との調整はできているかなど）
- ② 設立発起人会を結成する。
- ③ 設立について地域住民の意見を集約する。
- ④ 設立趣意書等を配布、申し込みを受ける。
- ⑤ 会則案をつくる。
- ⑥ 事業計画案、予算案などをつくる。
- ⑦ 役員を選出方法などを検討する。
- ⑧ 設立総会を開催し、設立および議案を審議、決定する。 → 設立
- ⑨ 連合町内会に加入する。





## 【参考資料】 町内会加入のチラシの例



(町内会・自治会名)

にぜひご加入ください！

### 町内会・自治会への加入のすすめ

町内会・自治会は安全で安心して暮らせる、住みやすい生活環境にするため地域住民が自主的に組織した団体です。また、行政とともにまちづくりを担い、あるいは、行政に協力して活動・業務を行い、所定の情報伝達も行っています。

#### ■活動内容 =幅広い地域活動を行っています=

広報紙・誌の配布、環境美化、資源回収、自主防災活動、消火器の設置・管理、交通安全活動、学童見守り、防犯パトロール、防犯灯の設置・管理、文化・体育活動、敬老行事、赤十字運動、青少年健全育成、運動会、盆おどり、各種見学、会報発行など

#### ■連帯と親睦の場です =お付き合いの場が広がり暮らしが豊かになります=

- ・地域行事に高齢者・障がい者・青少年・子どもなど加え全員で参加しましょう
- ・美化清掃ボランティアでまちをきれいにしましょう
- ・地域の情報は各戸配布文書、回覧、掲示板等で共有しましょう

#### ■課題解決の場です =地域内の諸問題に組織の力で対処します=

- ・街ぐるみで目を光らせ防犯効果をあげましょう
- ・災害のときは公的支援が到着するまで助け合いましょう
- ・防災体制と訓練で災害に備えましょう
- ・地域内問題への対策で住民の声を行政に届けましょう

#### ■住民としての負担・協力もしましょう

- ・町内会（自治会）費や負担金をおさめます
- ・ごみ集積所や公園等の清掃当番があります  
輪番制の会員や役員は積極的に参加しましょう

★加入については町内会長（〇田〇夫 電話×××）か、お近くの役員・組長・班長に御連絡ください

～単身者や一人暮らしの方も御相談のうえ、ぜひご加入ください～

## 【参考資料】

## 平成〇〇年度 収支予算書の例

## 収入

〇〇町内会（単位 円）

科目	〇年度予算額	前年度予算額	増減	説明（例）
1 会費収入	3,000,000	2,880,000	120,000	
①会費収入	3,000,000	2,880,000	120,000	500円×500世帯×12月=3,000,000円
2 補助金等収入	1,250,000	1,266,000	△ 16,000	
①〇〇補助金	400,000	380,000	20,000	
②××補助金	500,000	550,000	△ 50,000	
③広報こおりやま配布謝礼金	350,000	336,000	14,000	700円×500世帯=350,000
3 事業収入	390,000	380,000	10,000	
①集会所使用料	200,000	200,000	0	・集会所使用料、機器使用料、電話使用料
②行事収入	190,000	180,000	10,000	・バザー収入
4 諸収入	50,000	45,000	5,000	
①寄付金	20,000	20,000	0	・寄付金、賛助金
②繰越金	20,000	18,000	2,000	・別途会計からの繰越金
③諸収入	10,000	7,000	3,000	・貯金利子他
5 繰越金	220,000	230,000	△ 10,000	
①繰越金	220,000	230,000	△ 10,000	・前年度繰越金
収入合計	4,910,000	4,801,000	109,000	

支出

〇〇町内会 (単位 円)

科目	〇年度予算額	前年度予算額	増減	説明(例)
1 施設・機材費	800,000	775,000	25,000	
①防犯機材購入費	500,000	480,000	20,000	・消火器 ・防災服等購入費
②施設機材等設備費	300,000	295,000	5,000	・ワイヤレスアンプ、エアコン、コピー機他備品
2 集会所維持費	1,250,000	1,180,000	70,000	
①集会所管理費	900,000	850,000	50,000	・電気、ガス、水道、電話、清掃費、保険料
②集会所施設備品費	350,000	330,000	20,000	・窓ガラス、エアコン、コピー機他備品
3 コミュニティ活動運営費	1,350,000	1,340,000	10,000	
①事務印刷費	400,000	400,000	0	・事務用品、事務連絡費、諸印刷費
②文化活動費	210,000	205,000	5,000	・史跡見学会、作品展
③体育振興費	210,000	200,000	10,000	・運動会参加費、ウォーキング
④安全活動費	230,000	215,000	15,000	・防災訓練、防災後援会、防犯パトロール費
⑤青少年育成費	150,000	170,000	△ 20,000	・青少年活動団体への助成、他
⑥福祉厚生費	150,000	150,000	0	・いきいきサロン、敬老費、地域福祉費
4 広報活動費	300,000	270,000	30,000	
①広報制作費	300,000	270,000	30,000	・広報紙作成、印刷費
5 環境費	290,000	315,000	△ 25,000	
①公園清掃費	150,000	165,000	△ 15,000	・公園清掃活動費、清掃用具・袋
②クリーン活動費	140,000	150,000	△ 10,000	・クリーンキャンペーン、資源回収活動費
6 運営費	920,000	921,000	△ 1,000	
①会議費	290,000	330,000	△ 40,000	・諸会議費、会議資料印刷費
②交通通信費	180,000	173,000	7,000	・交通費、電話料、送料
③諸負担金	210,000	200,000	10,000	・連合会・社協・防犯協他諸会費・負担金
④渉外慶弔費	240,000	218,000	22,000	・祝金、見舞金、弔慰金渉外交際費
支出合計	4,910,000	4,801,000	109,000	

## 【参考資料】 平成〇〇年度 収支決算書の例

### 収入

〇〇町内会（単位 円）

科目	〇年度予算額	〇年度決算額	増減	説明（例）
1 会費収入	3,000,000	2,940,000	△ 60,000	
①会費収入	3,000,000	2,940,000	△ 60,000	500円×490世帯×12月=2,940,000円
2 補助金等収入	1,250,000	1,301,000	51,000	
①〇〇補助金	400,000	380,000	△ 20,000	
②××補助金	500,000	550,000	50,000	
③広報こおりやま配布謝礼金	350,000	371,000	21,000	700円×530世帯=371,000
3 事業収入	390,000	420,000	30,000	
①集会所使用料	200,000	220,000	20,000	・集会所使用料、機器使用料、電話使用料
②行事収入	190,000	200,000	10,000	・バザー収入
4 諸収入	50,000	39,000	△ 11,000	
①寄付金	20,000	20,000	0	・寄付金、賛助金
②繰越金	20,000	15,000	△ 5,000	・別途会計からの繰越金
③諸収入	10,000	4,000	△ 6,000	・貯金利子他
5 繰越金	220,000	280,000	60,000	
①繰越金	220,000	280,000	60,000	・前年度繰越金
収入合計	4,910,000	4,980,000	70,000	

支出

〇〇町内会 (単位 円)

科目	〇年度予算額	〇年度決算額	増減	説明(例)
1 施設・機材費	800,000	760,000	△ 40,000	
①防犯機材購入費	500,000	430,000	△ 70,000	・消火器 ・防災服等購入費
②施設機材等設備費	300,000	330,000	30,000	・ワイヤレスアンプ、エアコン、コピー機他備品
2 集会所維持費	1,250,000	1,150,000	△ 100,000	
①集会所管理費	900,000	850,000	△ 50,000	・電気、ガス、水道、電話、清掃費、保険料
②集会所施設備品費	350,000	300,000	△ 50,000	・窓ガラス、エアコン、コピー機他備品
3 コミュニティ活動運営費	1,350,000	1,385,000	35,000	
①事務印刷費	400,000	430,000	30,000	・事務用品、事務連絡費、諸印刷費
②文化活動費	210,000	200,000	△ 10,000	・史跡見学会、作品展
③体育振興費	210,000	220,000	10,000	・運動会参加費、ウォーキング
④安全活動費	230,000	215,000	△ 15,000	・防災訓練、防災後援会、防犯パトロール費
⑤青少年育成費	150,000	170,000	20,000	・青少年活動団体への助成、他
⑥福祉厚生費	150,000	150,000	0	・いきいきサロン、敬老費、地域福祉費
4 広報活動費	300,000	290,000	△ 10,000	
①広報制作費	300,000	290,000	△ 10,000	・広報紙作成、印刷費
5 環境費	290,000	375,000	85,000	
①公園清掃費	150,000	175,000	25,000	・公園清掃活動費、清掃用具・袋
②クリーン活動費	140,000	200,000	60,000	・クリーンキャンペーン、資源回収活動費
6 運営費	920,000	900,000	△ 20,000	
①会議費	290,000	280,000	△ 10,000	・諸会議費、会議資料印刷費
②交通通信費	180,000	175,000	△ 5,000	・交通費、電話料、送料
③諸負担金	210,000	200,000	△ 10,000	・連合会・社協・防犯協他諸会費・負担金
④渉外慶弔費	240,000	245,000	5,000	・祝金、見舞金、弔慰金渉外交際費
7 翌年度繰越金	0	120,000	120,000	・翌年度への繰越金
支出合計	4,910,000	4,980,000	70,000	

## 【参考資料】

### 〇〇〇町内会会則（例）

#### 第1章 総則

第1条 本会は、〇〇町内会（以下「本会という。」と称し、事務所を〇〇集会所内に置く。

第2条 本会は、〇〇町〇丁目地域内の居住者をもって組織する。

第3条 本会は、住みよいまちづくり、並びに市民生活の向上、地域福祉の増進、会員相互の融和協調及び共通の利益等を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため別に定める各部を置き各種事業を行う。

〈部名の例示・・総務部・安全部・環境部・文化部・スポーツ部・福祉部・防災部など〉

#### 第2章 会員

第5条 本会は、〇〇町〇丁目の区域内に居住し第3条の主旨に賛同するものをもって構成する。

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

第7条 会員は、転居等により退会するときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

#### 第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長〇名、部長〇名、会計〇名、監事〇名、班長〇名

第9条 役員を選出は次のとおりする。

会長及び監事は会員の中から候補者を

選考し、総会において選出する。

2 副会長、各部長・副部长、会計、その他の役員は会員の中から会長が選任する。

第10条 班長は、各地区（班）の互選により選出する。

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 部長は会長・副会長を補佐し、各部の業務を執行する。

4 会計は、本会の経理を担当する。

5 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第12条 役員任期は、2年とし再任を防げない。

2 役員は後任者が就任する間ではその職務を行う。

#### 第4章 会議

第13条 会議は、総会及び役員会とし、総会は、通常（定期）総会および臨時総会とする。

第14条 通常総会は、年度当初2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長もしくは役員会において必要と認めたときに会長が招集する。

第15条 役員会は必要に応じ会長が招集する。

第16条 総会においては、次の事項を議決する。

事業報告及び収支決算報告の承認、計画及び収支予算の決定、会長並びに監事の選任、会則の改正、その他本会の重要事項に関すること。

2 総会の議長は出席会員の中から選出する。

第17条 会議は、会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の賛成により議決する。

2 あらかじめ通知された事項について書面表決したもの、又は他の会員を代理人として表決を委任したものは出席とみなす。

## 第5章 会 計

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第19条 本会の経費は、会費、補助金等、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。

第20条 会費の額並びに納入方法は、総会において決定する。

第21条 会計は財務及び会計に関する諸帳簿及証票書類を常に整備し、毎年度監事の監査を受けなければならない。

第22条 会員は帳簿の公開を請求し、閲覧することができる。

## 第6章 雑 則

第23条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会の協議を経て会長が別に定める。



## 【参考資料】

### 〇〇〇集会所使用規程（例）

- 1 〇〇集会所（以下「集会所」という。）の使用については、この規程の定めるところによる。
- 2 集会所を使用するときには、指定の申込書に必要事項を記入し、使用〇日前までに町内会長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 集会所の使用できる部屋、時間などについては別に定める。
- 4 集会所使用を優先する場合及びその優先順位については次のとおりとする。
  - (1) 非常災害などにより、被災者が一時的に集会所を使用する場合
  - (2) 町内会が主要行事及び会議のために使用する場合
  - (3) 町内会員等が葬儀のために使用する場合
  - (4) 町内会の各部が業務運営又は諸活動のために使用する場合
  - (5) 公的機関などが公共目的で使用する場合
  - (6) その他、公共的活動などで町内会長が特に認めた場合
- 5 集会所の使用料については、別に定める。
- 6 非常災害及び町内会が緊急に使用する必要が生じた場合は、既に承認を得ている団体の使用を延期又は取り消す場合がある。
- 7 町内会以外の活動及び営利を目的とする者の集会所の使用については、別に定める。
- 8 集会所の使用目的及び使用人員などによっては、使用する部屋を指定又は集会所の使用を認めない場合がある。
- 9 集会所を使用する場合は、別に定める「使用上の注意事項」を守り、また、管理

責任者の指示に従うこととする。

- 10 集会所使用後は、使用責任者が指示し器具備品などの整頓、火気の点検、清掃などを行うこととする。
- 11 集会所備え付けの機材備品等の貸し出し、又は機器使用に関する使用料等については別に定める。
- 12 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町内会長が定める。
- 13 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

### 〇〇集会所使用表（別表）

#### 1 使用できる時間

午前	午後	夜間
9時～12時	12時～18時	18時～22時

使用時間は準備・片付けの時間も含まれる。

#### 2 使用できる部屋

客室	備考
1号室	広間（板敷き・舞台付）
2号室	和室（〇畳）
3号室	和室（〇畳）
4号室	和室（〇畳）





## 【第2部 町内会と市の関わり】

### 1 町内会の関係事務

#### (1) 町内会長が変更になったら

町内会長が変更になった場合には、市民・NPO活動推進課へ届出が必要となります。詳細につきましては、市民・NPO活動推進課にお問い合わせください。

(問合せ) 市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

#### (2) ふれあいファックスネットワーク FACT事業

市政に関する情報等を正確かつ迅速に提供するために、町内会長等に対して、定期的にファックス又はEメールの一斉送信により情報提供を行っております。また、災害時などに緊急性のある情報を送信する場合がありますので、その際には地域住民の方への御周知もお願いします。

なお、ひとりでも多くの方に情報を発信するため、ファックス機をお持ちでない町内会長等に対しては、御要望に応じて、市からファックス機の貸出しを行っております。

また、行政への各種連絡や御要望等につきましては、下記のファックス用フリーダイヤルを御利用ください。

ファックス・フリーダイヤル

0120-37-0249

(問合せ) 市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

#### (3) 市刊行物等配布謝礼金

「広報こおりやま」をはじめとした市の刊行物などの配布をお願いしている謝礼として、各町内会に対し市刊行物等配布謝礼金を支給しています。毎年、6月1日現在での広報等の配布世帯数や町内会の口座を調査しますので、調査表の提出について御協力をお願いします。なお、謝礼金の振込み時期は、10月頃を予定しています。

<支給基準>

6月1日現在の広報配布世帯数×@700円

(問合せ) 市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

#### (4) 町内会長等行政連絡謝礼金

町内会長に対し、行政との連絡に係る通信費、市主催行事参加のための交通費の一部として行政連絡謝礼金を支給しています。

10月1日現在で在職の町内会長個人の口座を調査しますので、調査表の提出について御協力をお願いします。なお、謝礼金の振込み時期は、12月頃を予定しています。

<支給基準>毎年6月1日現在の世帯数

町内会加入世帯	年 額
49世帯以下	15,000円
50世帯～99世帯	18,000円
100世帯～199世帯	21,000円
200世帯～499世帯	24,000円
500世帯～799世帯	27,000円
800世帯以上	30,000円

(問合せ) 市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

## (5) 広報こおりやま等の配布

### ① 刊行物等の配布の種類

全戸配布するものについては全加入世帯分が送付されます（町内会によっては、町内会未加入世帯分も含まれます）。

### ② 刊行物等の配布時期（月2回）

#### ●広報こおりやま・・・毎月1回

毎月25日～月末ごろに送付します。

#### ●その他の市刊行物等・・・毎月2回

広報こおりやまと同時配布及び毎月15日ごろの配布をお願いしています。

※ただし、一部の刊行物については、やむを得ない事情により、不定期に送付される場合がありますが、御了承ください。

※町内会に加入していない世帯にも町内会への勧誘と併せてできるだけ配布するようお願いいたします（配布謝礼金の対象部数としています）。

### ③ 分割配送を希望するとき

町内会の規模が大きく、世帯数が多数となる場合、配布される方の負担を軽減するために、分割配送を行っています。

#### 【分割条件】

1つの町内会全体の広報等配布件数が、  
200世帯以上 300世帯未満 → 2分割以内  
300世帯以上 → 3分割以内

(問合せ) 広聴広報課 Tel924-2061

### ④ 配送先や配布部数に変更が生じたとき

本庁管内は広聴広報課（Tel924-2061）に、行政センター管内の町内会の方は、該当する行政センターへ電話でご連絡ください。

また、年度末の会長交代の時期に合わせて「町内会等関係事項変更届」を送付しています。なお届出は、ファックスでも可能です。

毎月15日までに変更内容を届けた場合  
→届けた月の翌月号(その月末)から変更  
毎月16日以降に変更内容を届けた場合  
→届けた月の翌々月号(次の月末)から変更

(問合せ) 広聴広報課 Tel924-2061  
各行政センター

## (6) 町内会の法人化（認可地縁団体）

町内会等が所有する集会所等の土地や建物の財産を、町内会等の名義で不動産登記するための認可制度です。現在不動産を所有している、もしくは、近い将来所有を見込んでいる町内会等については、一定の要件を満たすことで、法人格の認可を受けることができますので、ぜひ当制度をご利用ください。

(平成27年3月現在 77団体)

### ① 認可申請ができる団体の要件

○地縁による団体であること（スポーツ同好会等の特定活動を目的とした団体や、老人会・婦人会等の年齢や性別を構成要件とする団体などは対象になりません）。

- 現在、不動産を所有している、または近い将来、不動産を所有する予定があること。
- 地域的な共同活動を現に行っていること。
- その区域が客観的に明らかであること。
- その区域内の住民であれば、すべて構成員になることができ、また、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- 下記の項目が規定された規約を定めていること。
  - ◆目的、名称、区域、事務所の所在地
  - ◆構成員の資格に関する事項
  - ◆代表者に関する事項
  - ◆会議に関する事項 ◆資産に関する事項

### ② 代表者が変更になったときは

認可地縁団体の代表者が変更になったときは、地方自治法に基づき市への届出が必要になります。

### ③ 規約を変更する場合には

認可地縁団体が規約を変更する場合には、市長の認可が必要となります。

規約を変更する際は、事前に御相談ください。

### ④ 不動産登記に係る特例制度について

認可地縁団体が所有する不動産について、登記関係者の所在不明により所有権の移転登記ができないような場合に、当該不動産を10年以上占有している等の一定の要件を満たすことで、認可地縁団体名義の登記申請を行うことができる特例制度が創設されました。

制度の活用をお考えの場合は、下記までお問い合わせください。

(問合せ) 市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

## 2 集会所への助成

### (1) 集会所整備等に係る助成

#### ① 集会所整備費補助金

##### ●補助の概要

##### 【補助対象経費】

- ・新築、増築、改築、修繕工事費
- ・土地整備工事費      ・設計料
- ・水道加入金              ・建物購入費

##### 【補助対象外経費】

- ・門、へい、さく、植樹等の工事費
- ・備品等購入費      ・用地取得費
- ・事務費（申請手数料、検査料、分筆に係る経費、登録免許税等）
- ・建物内の照明やサッシのうち環境にやさしい設備と認められないもの など

##### 【補助率】

補助対象経費総額の3分の2以内  
(上限1,500万円)

※集会所整備を希望する場合には、事前に市との協議が必要です。特に、新築の場合、通常、事前協議に2年以上要します。

※新築、増築、改築の場合は、市で定める基準工事費又は工事費のうち、いずれか低い額の3分の2以内となります。

## ●補助を希望される場合

事前に市と協議の上、工事着工の前年の9月末日までに、次に掲げる書類を提出してください。なお、書類提出の翌年、決定通知が届いた後、着工可能になります。

### 【準備書類】

- 集会所整備事業計画書  
〔様式は市民・NPO 活動推進課にあります〕
- 費用明細書（工事見積書）
- 図面
- 現況写真
- 議事録（集会所整備及び施工業者決定の議決をした総会等の会議録）

## ※整備にあたっての留意点

### <新築・増改築・修繕共通>

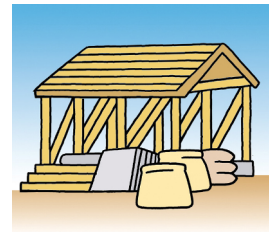
- 町内会の総意に基づく整備か
- 資金計画に無理はないか
- 整備計画について、町内会内で十分に議論がなされ、反映されているか
- 農業集落排水や下水道への接続を併せて行う必要はないか
- 業者選定は公平、公正に行い、透明性を確保しているか
- LED照明や断熱サッシ等の環境に配慮した設備を導入しているか

### <新築の場合>

- 建設予定地は法的に適切な場所か
- 建設予定地の近隣住民の同意はあるか
- 間取りや大きさ、品質は適当か
- 近くに代用できる施設等はないか
- 集会所を維持していく計画は十分か

## ※その他留意点

- 当補助金の交付を受けた後、5年以内に再申請を行うことはできません。
- 要綱改正により、以下の2点に留意してください。
  - ・集会所建物内の照明やサッシには、環境にやさしい設備を導入してください。（環境にやさしい設備と認められないものについては、補助対象外となります。）
  - ・申請時に、「現況写真」や「集会所整備の議決をした総会等の会議録」、「施工業者を決定した総会等の会議録」が必要になります。
- 進行状況は町内会の皆さんに周知し、会員の知らないうちに計画が進んでしまうことのないようにしてください。
- 集会場敷地として土地を新たに取得する場合は、トラブルにならないよう契約内容等に注意してください。



## ② 集会所敷借地料補助金

集会所の敷地として使用される土地や、集会所の利用に供する駐車場として使用される土地にかかる借地料について、3分の2以内を助成します。

詳細については市民・NPO 活動推進課にお問い合わせください。

### ③ 集会所借家料補助金

市街地等において集会所の建設が困難な場合、一戸建てやアパート、マンションの1室を集会所として使用する場合の借家料について、町内会加入世帯に応じ、1か月6万円を限度として、3分の2以内を助成します。

(問合せ) 市民・NPO 活動推進課 Tel924-3471

### (2) 集会所の固定資産税等の課税免除

町内会が地域住民の集会専用として使用している集会所及びその敷地は、申告により固定資産税・都市計画税の課税が免除されます。ただし、所有者が当該集会所及びその敷地を有料で使用させている場合を除きます。課税免除の適用を受けるには、一つの集会所ごとに申告する必要があります(年度更新する必要はありません。ただし、変更等がある場合は、その都度申告が必要です)。

※ ゲートボール場用地の固定資産税等の減免については、P51をご覧ください。

(問合せ) 資産税課 Tel924-2091

## 3 懇談会・困りごと相談

### (1) 町内会長等と市長との懇談会

市民の意見を広く市政に反映させ、市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、市長との懇談会を開催しています。この懇談会は、地区内の町内会長をはじめとした各種団体の代表

者が、まちづくりや地域づくりについて、市長と懇談するものです。

(問合せ) 市民・NPO 活動推進課 Tel924-3471

### (2) その他の困りごと相談

町内会における課題や困りごとにつきまして、は随時受付をしております。

お気軽に市民・NPO 活動推進課又はお近くの行政センターへ御相談ください。

(問合せ) 市民・NPO 活動推進課 Tel924-3471  
又は各行政センターへ

## 4 地域づくり支援

### (1) ひとまちづくり活動応援事業

本市のまちづくりを支える「市民力」や「地域力」を高め、市民が主役の協働のまちづくりの推進に寄与することを目的として、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という考えのもと、市民活動団体(町内会を含みます。)が行う自主的・主体的な地域づくり活動などに対し、各団体の必要に応じた支援を行います。

#### ① ひとまちづくり活動支援事業

##### 【対象となる事業】

- (ア) こどもや高齢者のための地域づくり活動
- (イ) 地域の課題解決や新たな価値の創造につながる活動

(いずれも、イベントは除く)

**【対象者】**

市内を活動拠点とする、又は市民を対象とした活動をする、おおむね5人以上で組織する団体等。

**【補助金の額】**

補助対象経費の2分の1以内の額

限度額 20 万円

**【補助対象経費】**

対象となる事業(1)又は(2)に該当する公益的活動にかかる経費

**② ひとまちづくり人材育成事業****【対象となる活動】**

地域づくりなど市民活動を行う団体が新たな活動展開を図る場合に、専門的な知識や手法等を習得するための講座の受講など。

**【対象者】**

市民活動を実践している団体で、新たな活動展開を計画している団体

**【補助金の額】**

補助対象経費の2分の1以内の額

限度額 5 万円

**【補助対象経費】**

専門的な知識や手法等を習得するための講座の受講に必要な経費（受講料、旅費等）

**③ みんなのまちかどギャラリー事業****【対象となる事業】**

市民等の作品を展示する「まちかどギャラリー」の設置

**【対象者】**

市内にまちかどギャラリーを設置しようとする団体等で、設置予定場所の所有権又は使用

権があり、納期限が到来している郡山市税について未納がないこと。

**【補助金の額】**

物品購入経費の2分の1以内の額

限度額 5 万円

**【補助対象経費】**

まちかどギャラリーの設置に必要な額縁用ワイヤーフックやイーゼル、スポットライト等の価格が2万円未満の消耗品の購入にかかる経費

(問合せ) 市民・NPO 活動推進課 Tel.924-3471

**(2) まちづくり活動保険**

市民の皆さんが、安心して町内会活動やボランティア活動などの市民公益活動を行えるよう、市民公益活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を総合的に補償する保険を導入しています。町内会活動中の事故の多くが補償の対象となりますことから、本保険を積極的に御活用ください。

○事前の加入の申込や保険料は、必要ありません。

○活動中に事故が発生した場合は、すぐにご相談ください。

**【補償内容】****<傷害事故補償>**

区 分	補 償 金
死 亡 補 償	200 万円
後遺障害補償	6 万円～200 万円
入 院 補 償	日額 3,000 円
手 術 補 償	3 万円～12 万円
通 院 補 償	日額 2,000 円

### <賠償責任事故補償>

各区分とも免責額（自己負担額）1,000円

区分	補償金(上限)
対人賠償	1名 5,000万円
	1事故 1億円
対物賠償	1事故 1,000万円
保管物賠償	1事故 300万円



(問合せ) 自治会連合会事務局 Tel924-1888  
市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

### (3)福島県地域づくり総合支援事業(サポート事業)

地域づくりに積極的に取り組んでいる団体で、地方振興局長が定める採択方針に合致する事業に対して、福島県が補助する助成制度です。

本市では、この助成制度の申込み受付窓口として、県との調整や団体の活動相談・協力の役割を担っています。

実施主体	民間団体（任意団体、自治会、町内会、コミュニティ組織等）
対象地域	すべての市町村の地域
補助限度額 (補助率)	500万円 (補助対象事業費の2/3以内)
補助対象事業費の下限	50万円
補助の期間	原則1年(発展的な事業等は3か年を限度)

(問合せ) 市民・NPO活動推進課 Tel924-3471

### (4) 公益信託うつくしま基金

「公益信託うつくしま基金」は、県内における市民活動が、より広く、より活発に展開され、県民一人ひとりが参画した地域づくりが行われることを目的として、平成15年4月福島県のうつくしま未来博成果継承基金により作られました。

#### 【募集分野】

##### ●スタートアップ支援コース

これから公益的活動を始めようとする団体、グループ及び個人（立ち上げ後おおむね3年以内の団体、個人）の事業のスタートを支援するコース

上限30万円（1万円単位、事業費の10/10の範囲内で助成）

※このコースは1助成対象者につき1回限り

##### ●100年後も・・・いきいき、ふくしま、うつくしま実践コース

新”うつくしま、ふくしま”県民運動の3つの重点テーマに沿った活動を支援するコース

- ・安全で安心な地域づくり
- ・子育てしやすい環境づくり
- ・環境問題への対応

上限50万円（1万円単位、事業費の10/10の範囲内で助成）

##### ●発展事業支援コース

公益的事業を展開しようとする団体、グループ及び個人の事業を支援するコース。

上限100万円（1万円単位、事業費の8/10

の範囲内で助成)

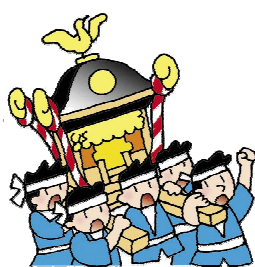
※同様の事業につき原則として3回を限度

(問合せ) 市民・NPO 活動推進課 Tel924-3471

## (5) コミュニティ助成事業

財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入(宝くじの収益金)を財源として、**コミュニティ組織**(自治会・町内会等またはコミュニティ組織の連合体)が行う右記の事業について助成をし、宝くじの普及広報事業を行うとともにコミュニティの健全な発展を図ることを目的としています。ただし、この助成は財源が限られており、申請すれば必ず助成が受けられるものではなく、一定の制限等があります。

地域の連帯感に基づく自治組織を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に必要な施設または設備の整備(助成額100万円から250万円)が対象となります。



(問合せ)

市民・NPO 活動推進課 Tel924-3471

## 【参考例】

No	区分	施設または設備
1	生活環境の清潔、静かさ、美観の維持等	芝刈機、公衆便所、除雪機等
2	健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
3	交通安全、防犯その他の生活安全の確保の推進	防犯灯、自転車駐輪場等
4	お祭り、運動会、ピクニックその他のコミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等
5	文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、天体望遠鏡、イス・テーブル等
6	体育・レクリエーション活動	各種スポーツコート・グラウンド等整備、照明施設、スポーツ用具、遊具、サイクリング車、簡易倉庫・収納庫、コミュニティ公園・広場等整備
7	福祉活動	点訳機、朗読用編集機材等
8	その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

※設置場所等により、助成対象外となる場合があります。

## 5 防災・防犯

### (1) 消防

全国では、火災の原因で最も多いのが、放火や放火の疑いのある不審火です。家のまわりに屋外灯をつけたり、燃えやすいものを置



かないようにするとともに、日ごろから地域ぐるみの情報交換に心がけ、放火されない環境づくりに心がけましょう。

また、万が一火災が発生した場合には、消火栓を使用し消火活動を行うことから、地域に設置してある消火栓の場所を確認し、スムーズな消火が行えるように消火栓の付近に駐車しないようにするなど、地域ぐるみでの防火活動をお願いいたします。



※火災・救助に関するテレホンサービス  
(郡山消防本部 Tel933-4000)

尊い命を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。  
郡山消防本部予防課 Tel923-8172

## (2) 救 急

いつ、どこで、突然のけがや病気におそわれるかわかりません。中でも心肺停止、意識障害、多量出血などは一刻を争いますが、救急車が現場に到着するまでは、全国では平均約8分かかるといわれており、救急隊が到着するまでは、家族や身近にいる人の適切な応急手当が大切な「命」を救うこととなります。

郡山消防署及び各基幹分署等では応急手当講習会を無料で実施しておりますので、町内会活動の一つとしてぜひ講習会の受講をお願いします。受講についてのお問い合わせは、

最寄りの消防署又は基幹分署等にてお願いいたします。

(問合せ)

郡山消防署(救急係) Tel923-1469

## (3) 災害時の情報伝達手段

本市では、大規模災害の発生又は発生するおそれがあるときは郡山市災害対策本部を設置し対応します。また市民との連絡手段を確保するため災害発生時に代表電話を設置します。災害情報や避難情報は、防災行政無線、緊急速報メール、ふれあいFAX、市広報車、テレビ、ラジオ等これまでの伝達手段に加え、新たに防災ウェブサイト、メールマガジン、フェイスブック、ツイッター、電話ガイダンス、コミュニティFM放送でも行いますので、市民の皆様は積極的に情報の収集に努めてください。また、「いざ」というときは、近所に声をかけることはもちろん、お年寄りや介護の必要な方々への援助や協力をお願いします。

○災害時代表電話 Tel924-2999

(災害対策本部設置時のみ)

○防災ウェブサイト

<https://bousai.koriyama-fukushima.jp/>

○メールマガジン

防災ウェブサイトから登録できます。

○フェイスブック、ツイッター

「防災こおりやま」

○電話ガイダンス Tel924-2211

○コミュニティFM 79.1MHz

(郡山コミュニティ放送)

(問合せ) 防災危機管理課 Tel924-2161

## (4) 災害時要援護者避難支援制度

### ① 災害時要援護者避難支援制度とは

地震や水害などの大規模な災害時に、高齢者や障がい者など、ひとりで避難できない方が、地域の中で支援を受けられるようにする制度です。

### ② 災害時要援護者の対象となる方は

災害が発生した際に、ひとりで避難することや情報を得ることが難しく、周囲の人の支援が必要となる方です。

- ・ 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 寝たきり又は認知症の高齢者
- ・ 要介護度3以上の認定者
- ・ 身体障害者手帳1、2級所持者
- ・ 療育手帳A所持者
- ・ 上記のほか支援が必要と思われる方

### ③ 町内会の皆さんへ

町内会の皆さんには、近隣協力者として、災害時要援護者に対して日常から声かけや相談にのったり、災害時に情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援をお願いします。



(問合せ) 保健福祉総務課 Tel924-3822

## (5) 避難場所の指定

市では、災害等の発生により避難が必要になった場合を想定し、近隣の公共施設を中心に避難場所を指定しています。具体的な指定場所については市ウェブサイトや「わが家の防災ハンドブック」に掲載していますので確認をお願いします。なお、災害の種別により、該当する避難場所を指定していますので御注意ください。

### ① 指定緊急避難場所

避難者が一時的に退避するための場所です。小中学校、高校、大学のグラウンド、大規模公園など、地域全員の安全を確保できる場所です。

### ② 指定避難所

避難者が一定期間滞在するための施設です。小中学校、高校の体育館及び、公民館など、避難者の安全を確保し、応急救護が容易に行える施設です。

(問合せ) 防災危機管理課 Tel924-2161

## (6) 浸水ハザードマップ

### ① 浸水ハザードマップ

浸水ハザードマップは、市内を流れる阿武隈川などの河川水位が上昇し、堤防からあふれたり、堤防が壊れてはん濫した場合(外水はん濫)と、大雨により一時的に道路側溝や下水道などから雨水があふれ、河川に排水できない場合(内水はん濫)を想定した浸水範囲、浸水の深さ、各町内会の浸水時の避難場所を表示し、市民の皆さんの浸水に対する備えや防災意識の向上、避難行動に役立つように作成したものです。

浸水ハザードマップは、河川課、下水道総務課、市政情報センター、行政センター、公民館、及び図書館（分館を除く。）でご覧いただけます。また、市のウェブサイトでもご覧いただけます。

(問合せ) 河川課 Tel924-2701  
下水道総務課 Tel924-2351

## ② 3次元浸水ハザードマップ

3次元浸水ハザードマップは、市街地における局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨を想定し、道路や家屋への浸水状況を立体化した航空写真上にわかりやすく表したものであり、時系列で浸水範囲が見られたり、避難場所までの経路等を確認したりすることができます。

3次元浸水ハザードマップは、下水道総務課でご覧いただけます。

市のウェブサイトでは、時系列で浸水範囲等を表したアニメーション動画のみをご覧いただけますので、浸水に対する避難行動等の備えの一助としてご活用ください。

(問合せ) 下水道総務課 Tel924-2351

## ③ 土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、福島県が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域から最寄りの避難所までを対象に、避難路や避難所等の情報をわかりやすく表示し、市民の皆さんの土砂災害に対する備えや防災意識の向上、避難行動に役立つよう地区ごとに作成したものです。

土砂災害ハザードマップは、河川課、防災危機管理課、行政センターでご覧いただけます。また、市のウェブサイトでもご覧いただけます。

(問合せ)

ハザードマップに関すること

河川課 Tel924-2701

災害情報・避難等に関すること

防災危機管理課 Tel924-2161

## (7) 自主防災組織

### ① 自主防災組織とは

自主防災組織は、「災害が発生した時、隣近所の人と力を合わせ、一体となって防災活動を行う町内会等の人々の集まり」です。地域住民の理解と協力を得ながら、町内会などの単位で活動する防災組織です。

### ② 自主防災組織の目的

日常生活の中で、「いつ」「どこで」「どんな規模で」発生するかわからない災害に対して、住民一人ひとりが「自分の身と自分の家族は自分で守る」そして「自分たちのまちは、自分たちで守る」という、「自主」「自立」「協働」の精神に基づいた防災活動を行うことが目的です。

### ③ 自主防災組織の活動

防災の目標は、「コミュニケーション意識を高める」ことにあると言われています。近所にどんな人が住んでいるのか、家族構成はどうなっているのか、そうしたことを地域のふれあい

活動等を通して隣近所どうしが知り合っていることが防災の第一歩です。災害時には、声をかけ合う等して、情報の共有に努めます。

#### ④ 自主防災組織の役割

##### 【平常時】

###### ●地域内の安全点検

地域内の危険箇所や問題点を改善します。

###### ●防災知識の普及・啓発

住民一人ひとりが防災に関心をもつことが大切です。

###### ●防災訓練

地域が一丸となった防災訓練を実施します。

##### 【災害時】

###### ●初期消火

出火防止や初期消火活動を行います。

###### ●避難誘導

住民を避難場所等の安全な場所に誘導します。

###### ●救出・救助

負傷者などを救出し、応急手当等を行います。

###### ●情報の収集・伝達

公的機関と連絡を取り合い、情報を住民に伝達します。

###### ●避難所の管理・運営

避難場所で給食・給水活動を行います。

※活動にあたっては、必要に応じて消防防災課、消防署がお手伝いいたしますので、お気軽に御相談ください。

##### (問合せ)

防災危機管理課 Tel924-2161

郡山消防署(予防係) Tel923-1213

## (8) 地域パトロール支援事業

地域における安全で安心なまちづくりのため自主的にパトロール活動を行う団体に、パトロール活動のための用品(帽子、腕章、ベスト等)を申請により支給しています。申請は、年2回(5月・10月)の受付となりますので、下記に申請してください。

(問合せ) 市民安全課 Tel924-2151

## (9) 防犯灯の修繕・新設

防犯灯の不点灯や破損等にお気づきになりましたら、電柱等に付いている防犯灯プレートの番号を御連絡ください。

また、防犯灯の新設は、町内会の要望として、下記に申請してください。

##### (問合せ)

旧市内・富田・大槻地区

市民安全課 Tel924-2151

(夜間・休日受付 Tel924-2491)

上記以外の地区 各行政センター

## (10) 交通安全

### ① 交通災害共済

交通災害共済は、市民の皆さんが、万一の事故に備えて会費を出し合い、交通事故により死亡又は通院・入院された時に見舞金をお支払いする制度です。毎年、2月～3月に、町内会等を通じて申し込みをお願いしています。また、市民安全課、各行政センター、市民サービスセンターでは、随時窓口にて受け付けています。

### ●加入資格

市内に居住し、住民基本台帳(住民票)に記載されている方。

### ●対象となる交通事故

日本国内において発生した交通事故により、死亡又は入院、通院した場合。

### ●共済掛金

1人 年額 500円

### ●共済見舞金及び弔慰金

見舞金/2万~30万円 弔慰金/100万円

(問合せ)

旧市内・富田・大槻地区

市民安全課 Tel924-2151

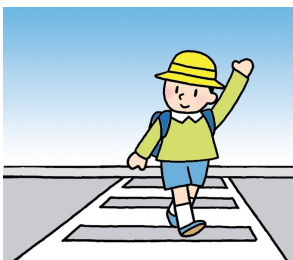
上記以外の地区 各行政センター

## (11) 交通安全教室

幼児・児童・生徒・高齢者等を対象に、ビデオやぬいぐるみなどを使用して、交通安全教室を行っています。講師として、郡山市交通安全教育専門員を無料で派遣します。

日時、場所については、開催希望日の約1か月前までに御相談ください。

(問合せ) 市民安全課 Tel924-2151



## 6 ごみ・地球環境

### (1) ごみ集積所の新設等の手続き

#### ① 届出について

住宅が増えることなどによって、ごみ集積所の新設・移設等を希望される場合は届出が必要です。

届出用紙は清掃課でお渡しいたします。

まずは、御相談ください。

#### ② 場所の選定

場所の選定にあたっては、次の点をご検討ください。

- ・収集車の運行に適している場所であること
- ・交通の支障(狭隘な道路、信号や交差点の直近など)にならない場所であること
- ・関係住民の同意を得た場所であること
- ・利用者がおおむね20世帯から30世帯であること

#### ③ 決定

届出がされますと、後日現地を確認調査のうえ適否を届出人に通知いたします。

この通知があるまでは、既存の集積所にお出してください。

(問合せ) 清掃課 Tel924-2181

### (2) ごみ集積所立会指導事業

平成21年4月から、ごみ出しルールの徹底のため、「ごみ集積所立会指導事業」を実施し

ています。

町内会長等からの要請があれば、市職員を派遣し、町内会の皆さんと一緒にごみ集積所に立会いのうえ、ルール違反があれば、その場で市職員が説明します。

ごみ出しルールの違反でお困りの場合は御相談ください。

(問合せ) 清掃課 Tel924-2181

### (3) 「集団資源回収」で1kgにつき5円の報奨金が交付されます

町内会、子供会等地域の団体が資源物の集団資源回収を行うと、1kgにつき5円の報奨金が市から交付されます。報奨金の交付までの手続きは、次のとおりです。

#### ① 清掃課で実施団体の登録を行う

団体名、代表者の氏名及び住所、振込口座の登録が必要です（登録の申請書は清掃課及び各行政センターにあります）。登録済みで内容に変更のない場合は、必要ありません。

#### ② 集団資源回収を実施する

回収対象資源物は、古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、鉄類（スチール缶等）、非鉄類（アルミ缶等）、布、瓶（酒、ジュース、しょうゆの瓶等）です。

※あらかじめ回収資源物を引取る業者を決めてください。また、業者により引取る資源物が限定されていることがありますので、事前に打合せをしてください。

#### ③ 報奨金交付申請書を提出する

資源回収業者から、引取ってもらった資源

物の「種類」「重さ」「金額」が記入された資源回収集荷取引伝票を添付し、清掃課に提出してください。

#### ④ 報奨金を交付します

1か月ごとに処理し、口座に振込みますので、交付までに2か月近くかかることがあります。

(問合せ) 清掃課 Tel924-2181

### (4) レジ袋削減にご協力を

レジ袋は、限りある資源の石油から作られています。その多くは、ごみとして捨てられています。買い物の際、レジ袋の使用を控え、マイバッグを持参することにより、地球温暖化防止、石油資源の保護及びごみの減量に大きな効果が期待されます。

町内会やご家庭でも、レジ袋の削減に御協力ください。

(問合せ) 生活環境課 Tel924-2731

### (5) どこでも環境教室

市民の皆さん（10名以上の団体）からの申し込みに応じて、市内の“どこでも”出張し、無料で環境に関する講座を開催する「どこでも環境教室」を実施しています。

市だけでなく、事業者や団体等の方が講師となり、それぞれの専門性を活かした多様な講座メニューを用意しておりますので積極的に活用してください。

講師料は無料ですが、会場の手配は町内会でお願いいたします（会場使用料が必要な場合は町内会で負担してください）。

受講を希望する場合は、希望する日時のおおむね2週間前までに電話又はFAXにより申し込みください。

**(問合せ) 生活環境課**

Tel924-2731 / Fax935-6790

どこでも環境教室メニュー	
1	「郡山市の環境」を学ぼう!
2	見て!触れて!体験しよう!東北電力のエネルギー出前講座
3	放射線学習
4	エコ・クッキング講座
5	できることからはじめよう! ～家庭からの排水をきれいに～
6	川健康診断 ～水生生物調査～
7	みんなで減らそうCO <sub>2</sub> ! ～ストップ地球温暖化～
8	わたしたちとごみ
9	[ファイヤー探検記] ～人と火をめぐる物語～
10	“ふるさと郡山”の 美しい水環境を守るために
11	新エネルギー学習教室
12	環境の現状を知ろう!
13	節電レシピを使ったIHクッキング講座
14	エネルギーの上手な使い方
15	サンパイってなに? ～産業廃棄物について～

※4は学生限定、12以降は一般限定です。



**(6) 廃棄物の野外焼却は禁止です**

廃棄物の野外焼却は、猛毒の発ガン性物質であるダイオキシン類の発生源の一つであることから、禁止されております。

家庭から出る廃棄物は、ごみ集積所に出すか、清掃課に相談し、適正に処理してください。

なお、事業所から出る廃棄物は、許可業者に委託などし、適正に処理してください。

**(例外)**

- ・農業・林業を営むためにやむを得ず行う廃棄物の焼却(ビニール類は除く)
  - ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんと焼きなど)
- ※例外の場合でも、生活環境上支障が出るような焼却はできません。

**(問合せ) 廃棄物対策課 Tel924-3171**

※ごみの出し方は清掃課 Tel924-2181

**7 道路・河川**

**(1) 市道(生活道路)の拡幅・舗装**

安全・安心で快適な生活基盤を図るため、生活道路の改良工事及び舗装工事を行います。

整備要望につきましては、道路建設課又は各行政センターへお問い合わせください。

**(問合せ) 道路建設課 Tel924-2291**

又は各行政センター

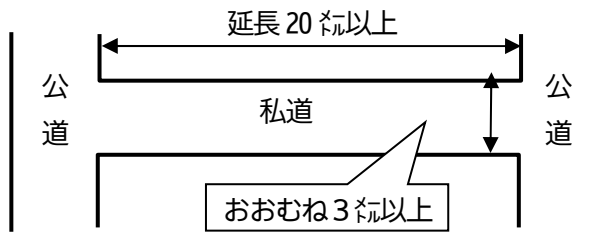
## (2) 私道整備の補助制度

生活環境の向上を図るため、住民の皆さんが「自分たちの道路(私道)」を整備する場合、その整備費用の一部を補助しています。

### 【対象となる私道】

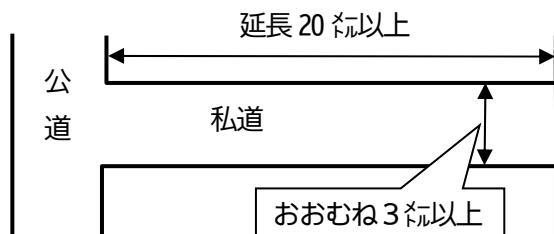
#### ●公道から公道へ通り抜けの私道(費用の7割以内を補助)

延長が20㍍以上、幅員がおおむね3㍍以上で、私道に3戸以上住宅などが面しており利用があること。



#### ●公道に接している行き止まりの私道(費用の6割以内を補助)

延長が20㍍以上、幅員がおおむね3㍍以上で、私道に3戸以上住宅などが面しており利用があること。



※詳しくは事前に御相談ください。

(問合せ) 道路建設課 Tel.924-2291

## (3) 市道の維持・補修

- ・道路が陥没したり、舗装部分に穴があいている。
- ・側溝や側溝蓋が破損している。

これらを発見した場合は、道路維持課までご連絡いただくようお願いします。なお、ご連絡の際には、現地の住所、又は目印となるような場所等をお知らせください。

(問合せ) 道路維持課 Tel.924-2301

## (4) 市道の除雪基準について

郡山市では、下記の除雪基準で市道の除雪を実施しております。

除雪作業には、地域の皆様のご協力が必要となりますので、よろしくお願いします。

### ① 除雪基準

#### ●新雪除雪

気象状況を勘案し、積雪が10cmを超える見込みがある場合や、積雪量が10cm以上となった場合に除雪します。

対象路線は、幹線道路等の重要路線や公共施設等に通じる路線を基本とし、その他市街地と公共施設を結ぶバス路線や、公共施設周辺で必要と認められる路線等です。

#### ●緊急除雪

積雪量がおおむね40cmを超える見込みや、平成26年2月の大雪のような市民生活に及ぼす影響が大きいと予想される降雪量が見込まれる場合は、緊急除雪を実施します。



対象路線は、新雪除雪の対象路線に加え、学校及び公共施設周辺など交通に支障となる路線です。

### ●融雪剤散布

幹線道路の常時凍結のおそれや坂道等において、午前4時現在の気温が、 $-1^{\circ}\text{C}$ 以下となった場合を基本として、融雪剤を散布します。

## ② 除雪時間帯

夜間からの降雪においては、通勤・通学の時間までに完了するよう除雪を行ないます。その他、除雪状況により必要が生じた場合は、その都度実施します。

(問合せ) 道路維持課 Tel924-2301

## (5) 河川愛護団体の郡山地区河川愛護協議会への登録

本市には、市内各地の河川愛護団体が互いに連携を保ちつつ、広く地域住民の河川愛護の気運を高め、美化清掃等の活動により良好な河川環境の保全に寄与することを目的とした「郡山地区河川愛護協議会」があります。

現在、協議会に登録されている河川愛護団体は、57団体(平成27年3月現在)となっており、市では、河川愛護団体に対し、毎年助成金を交付しています。

市内を流れる河川について河川区域内の除草及び清掃等の愛護活動を自発的に行っている河川愛護団体につきましては、本協議会に登録できますが、助成金の交付を受けるための条件がありますので、河川課までお問い合わせください。



(河川愛護会の活動風景)

(問合せ) 河川課 Tel924-2701

## 8 公園・緑

### (1) 郡山市公園愛護協力会

公園愛護協力会は、市民の皆さんが公園や緑地を快適に利用できるよう、行政と町内会又は公園周辺の地域住民が協力して、公園の維持管理や愛護精神の普及を図ることを目的に結成されている団体です。

主な活動内容は、公園の清掃、除草、見回り、遊具の軽易な点検、樹木の異状等の連絡、遊具などの利用指導、その他公園愛護に関することとなっています。

現在の結成団体は、205団体(平成27年3月現在)となっており、市では、この公園愛護協力会に対し、毎年、報償金を支給しています。

公園愛護協力会が結成されていない都市公園におきまして、活動等の意向がある場合は、公園緑地課までお問い合わせください。

(問合せ) 公園緑地課 Tel924-2361

## (2) 遊具等の公園施設の修繕

遊具や公園灯をはじめとする公園施設の維持管理については、定期的に巡回を行い利用者の安全確保に努めておりますが、最近、悪質ないたずらによる施設の破損等の被害が増大しております。

中には、利用者の安全を脅かすようなケースも見受けられるので、お気づきの際は、お手数ですが公園緑地課まで至急、御連絡をお願いします。



(問合せ) 公園緑地課 Tel924-2361

## (3) 除草・清掃等のゴミ収集

公園の除草・清掃等により発生した刈草やゴミ等については、公園緑地課まで御連絡をいただければ、業者を手配しゴミの搬出を行っております。

ただし、この場合は、刈草やゴミ等をゴミ袋にまとめたうえ、公園の入り口付近等の搬出しやすい場所に集積していただくことをお願いしています。

また、ゴミ袋は公園緑地課に備え、公園愛護協力会や町内会等の関係者の方へ配布していますので、公園の除草・清掃等の地域活動を行う場合は御利用ください。

(問合せ) 公園緑地課 Tel924-2361

## (4) 共同で行う緑化活動への助成

地域住民が共同で地域緑化活動として地域の公開空地に植栽を計画されている場合に、必要な樹木を交付します。交付基準、申込み方法等は下記のとおりです。

### ① 交付基準

市民へ開放出来る公開空地へ植栽する場合。

### ② 申請に必要なもの

交付申請書

※ 21世紀記念公園とんがりふれあい館に備え付けてあります。

### ③ 申し込み先

申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、21世紀記念公園とんがりふれあい館に提出してください。

(問合せ) 21世紀記念公園 Tel924-2194

## (5) 緑の街並みづくり事業

民有地にプランター等で花や木を設置する団体やグループへ緑化資材を貸与します。

交付基準、申し込み方法等は次のとおりです。

### ① 交付基準

- ・市街化区域内の道路に面する公開性のある場所で、戸建住宅、事業所等が3戸(軒)以上の一団、または30m程度連続した場

所にプランターなどを用いて緑化し、管理できる団体

- ・貸与した緑化資材を3年以上管理し、都市緑化に貢献できる団体
- ・緑化資材の設置位置が道路などでなく、違法とならない場所を確保できる団体

## ② 申請に必要なもの

交付申請書

※公園緑地課に備え付けてあります。

## ④ 申し込み

申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて公園緑地課に提出してください。

(問合せ) 公園緑地課 Tel924-2361

## (6) 記念樹の交付

住宅を新築又は購入された方に記念樹として樹木の苗木の交付を行っています。

花もの、実のなる木、常緑樹、紅葉樹の中から好みの樹種を1本、選べます。

交付基準、申し込み先等はおりのとおりです。

## ① 交付基準

- ・市内に住所を有する個人の方
- ・1年以内に住宅の新築(戸建)又は購入された方

## ② 申請に必要なもの

### ●交付申請書

21世紀記念公園とんがりふれあい館、郡山カルチャーパーク、公園緑地課(本庁)、各行政センター、市政情報センター(本庁)に備え付けてあります。

### ●新築記念

建築検査済証等の写し又は登記簿、売買契約書(写)等

## ③ 記念樹の種類

花もの	1. サクラ	2. サザンカ
	3. ナツツバキ	4. モクレン
実のなる木	1. ナナカマド	2. ハナミズキ
	3. ヤマボウシ	
常緑樹	1. モッコク	
紅葉樹	1. モミジ	2. ドウダンツツジ

## ④ 申し込み先

申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて下記問い合わせ先に提出してください。

(問合せ) 21世紀記念公園 Tel924-2194  
郡山カルチャーパーク Tel947-1600  
公園緑地課 Tel924-2361

## (7) 生垣づくりの助成制度

市内にお住まいの方で、道路に面した場所に生垣を計画されている方に費用の一部を助成しています。

## ① 交付基準

市内に住所を有する個人の宅地。

幅員が4m以上の道路に面した見通しのきく場所。設置延長が3m以上であること。

### 【工事施工前に申請すること】

助成額は（公財）郡山市観光振興交流公社が現地検査をし、算出した額の1/2（1,000円未満は切り捨て）で、限度額は1m当たり10,000円以下かつ上限100,000円。

## ② 申請に必要なもの

- ・交付申請書 ・付近見取図 ・現況写真
- ・植栽工事計画図 ・工事見積書の写し
- ・住民票

※交付申請書は、21世紀記念公園とんがりふれあい館、郡山カルチャーパーク、公園緑地課（本庁）、各行政センター、市政情報センター（本庁）に備え付けてあります。

### 【申し込み先】

申請用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて21世紀記念公園とんがりふれあい館に提出してください。

（問合せ）21世紀記念公園 Tel924-2194

## （8）「緑の募金」運動

「緑の募金」は、国内はもとより、地球規模での緑の保全など、さまざまな森林づくりに活用され、地球温暖化防止に役立てられています。

なお、募金の一部は、本市の緑化推進事業に活用させていただいております。

毎年4月から5月にかけて、募金運動を実施していますので、御協力をお願いします。

## 【本市の緑化推進事業】

- ・市内「緑の少年団」の活動支援
- ・みんなの森造成事業
- ・町内会、小中学校、高校における地域緑化推進事業 等

（問合せ） 林業振興課 Tel924-2231

## （9）花いっぱいコンクール

このコンクールは、地域を花で美しくいろうどっている（花いっぱい運動を行っている）団体やサークルを表彰するものです。

## ① コンクール参加部門

### 【一般花壇の部】

屋外で花壇やフラワーポット群を育てている団体

### 【学校花壇の部】

敷地内で花壇やフラワーポット群を育てている学校

### 【路側の部】

道路端などに面している花壇やフラワーポット群を育てている団体

## ② 表彰

各部門

最優秀賞（1団体）	優秀賞（2団体）
優良賞 若干数	奨励賞 若干数
努力賞 若干数	

## ③ 表彰までのスケジュール

- ・参加募集期間 5月上旬～6月上旬  
（公民館が窓口になっています。）

- ・審査時期 7月～8月  
(地区ごとに予備審査があります。)
- ・表彰 10月頃

#### ④ 申込方法

募集期間になりましたら、最寄りの公民館に参加申込みください。

※申込み用紙は、公民館にあります。

(問合せ)

教育委員会生涯学習課 Tel924-2441

## 9 水道

### (1) 水道の使用開始・中止

引越し等に伴う水道の使用開始・中止等をする場合、土日祭日を除く3日前までに必ず水道局に届け出ください。

なお、届け出の際は、お客様番号(「領収証書」または「水道料金等のお知らせ」に記載されている番号)をお知らせください。

- ①市内で転居するとき。
- ②市内へ転入して来たとき。
- ③市外へ転出するとき。
- ④使用者の名義が変わったとき。
- ⑤家屋解体等で水道の使用を廃止するとき。

※郡山市ウェブサイトでも使用開始・中止の届け出ができます。

<http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

(問合せ)

水道局お客様サービス課 Tel932-7641

## (2) 水道料金等の納入

### ① 口座振替による納入

口座振替による納入とは、金融機関に開設してあるお客様の口座から、水道料金等を自動振替により納入する方法です。窓口まで足を運ぶ必要がないため大変便利な制度です。

#### ●お申し込み方法

お客様番号の分かるもの(領収証書等)、振替を希望する口座の番号が分かるもの(通帳等)、印鑑(金融機関へのお届け印)をご持参のうえ、口座がある金融機関又は水道局お客様サービス課へ。

#### ●取扱金融機関

下記一覧表の金融機関であれば、国内の本・支店でお取扱いができます。

みずほ銀行	秋田銀行
荘内銀行	山形銀行
七十七銀行	東邦銀行
足利銀行	常陽銀行
北日本銀行	福島銀行
大東銀行	郡山信用金庫
須賀川信用金庫	福島県商工信用組合
東北労働金庫	郡山市農業協同組合
あすか信用組合 (郡山支店のみ)	ゆうちょ銀行 (郵便局)

### ② 納入通知書による納入

納入通知書による納入については、以下の窓口でお取扱いできます。

- 水道局お客様サービス課窓口
- コンビニエンスストア

## ●金融機関窓口

下記一覧表の金融機関であれば、国内の本・支店でお取扱いができます。

みずほ銀行	秋田銀行
荘内銀行	山形銀行
七十七銀行	東邦銀行
足利銀行	常陽銀行
北日本銀行	福島銀行
大東銀行	郡山信用金庫
須賀川信用金庫	福島県商工信用組合
東北労働金庫	郡山市農業協同組合
あすか信用組合 (郡山支店のみ)	ゆうちょ銀行 (郵便局) ※ <sub>1</sub>

※<sub>1</sub> 東北六県に所在する店舗

- ・金融機関窓口では、金額が訂正されたもの、納入期限を過ぎたものは取扱いできません。
- ・コンビニエンスストアでは、金額が訂正されたもの、納入期限を過ぎたもの、バーコードのないもの及びバーコードがあっても読み取りできないもの並びに金額が 30 万円を超えるものはお取扱いできません。

(問合せ)

水道局お客様サービス課 Tel932-7641

### (3) 漏水調査について

水道局では、公道、宅地内に布設されている水道管の漏水を早期に発見するため、漏水調査を計画的に実施しています。

調査地域・期間については、事前に広報こおりやま等でお知らせし、水道局から委託を受けた調査員が公道や宅地内に立ち入って実施します。調査の際は、御迷惑をおかけしますが、

業務の内容を御理解いただき、御協力をお願いします。

なお、調査は無料で、調査員は身分証明書を携帯していますので、調査員の確認が必要な場合は、提示を求めてください。

(問合せ) 水道局配水課 Tel932-7642

### (4) 路上漏水について

晴れているのに、いつも道路が濡れている場合などは、道路に埋設されている配水管等から漏水している可能性があります。見つけた場合は、町内会、個人を問わず水道局へご連絡をお願いします。

※原則、宅地内（給水管）の漏水の修繕費は、お客様のご負担となります。

ただし、水道局が修繕を行う場合がありますので、宅地内（給水管）で漏水を見つけたら、速やかに水道局へご連絡をお願いします。

(問合せ) 水道局配水課 Tel932-7642

### (5) 集合住宅等の水道料金等の徴収

#### ① 各戸検針・料金徴収制度

3階建て以上で、受水槽を設置している集合住宅及び雑居ビルのうち、以下の条件すべてを満たす場合は、水道局で各戸検針・料金徴収を行うことができます。

#### 【条件1】

水道局の設置基準に適合する給水設備を備え、各戸の水道メーターを水道局の水道メーターに交換できる建物であること。受水槽

以下の水道使用者全員が各戸検針・料金徴収を希望していること。

### 【条件2】

各戸の水道料金等は原則として口座振替により納入すること

なお、この制度の適用を受けようとするときは、集合住宅等の所有者や管理人の方は以下の手順で行ってください。

#### ※手 順

【1】指定給水装置工事事業者に、適用を受けようとする集合住宅等が【条件1】に該当するか、確認を受けてください。

【2】入居者全員の承諾書及び口座振替依頼書をそろえてください。

【3】手順【1】、【2】の後、お客様サービス課へ申請してください。

【4】適用できると水道局が認めた場合は、所有者等の方と水道局の間で契約書を取り交わします。

※上記の手順終了後、各戸ごとにメーターを取り付けた後に、水道局で個別に検針・料金徴収をします。

## ② 水道料金の特例制度

上記①の各戸検針・料金徴収の適用を受けられない集合住宅で、以下の条件すべてに該当する集合住宅にお住まいの方を対象に、各戸のメーター口径を13mmとみなし、かつ使用水量を均等とみなして水道料金を算定する特例制度があります。

### 【条件1】

3階建て以上で、居住するすべての水道使用世帯が、専ら生活用に水道を使用する集合住宅であること。

### 【条件2】

配水管から直接給水を受ける入居者を除き、居住するすべての水道使用世帯の使用水量が1個のメーターで計量される集合住宅であること。

### 【条件3】

居住するすべての水道使用世帯が2世帯以上で、世帯ごとに給水栓（蛇口）が設置されていること。

※集合住宅の水道料金特例制度を受けるためには、所有者等の申請が必要です。

※上記①・②以外の集合住宅等は一般料金算定となります。

#### (問合せ)

水道局お客様サービス課 Tel932-7641

## 10 地域福祉

### (1) 民生委員・児童委員

ひとり暮らしの高齢者、障がいのある方、子育てのことで悩んでいる方、生活に困っている方などがいる場合は、地区担当の民生委員・児童委員に御相談ください。なお、民生委員・児童委員の連絡先などが御不明な場合は、保健福祉総務課に御連絡ください。

(問合せ) 保健福祉総務課 Tel924-3822

### (2) 共同募金

町内会、学校、職場等を通じ、市民の皆様から寄せられた募金は、福島県共同募金会を

通じ地域の福祉活動や各種福祉団体の支援に使われます。

#### 共同募金の種類

##### ●赤い羽根共同募金

(期間：10月1日～12月31日)

県内及び市町村で活動する福祉団体・施設等へ配分されます。

##### ●地域歳末たすけあい募金

(期間：12月1日～12月31日)

市内の歳末時期に行われる多様な福祉活動に配分されます。

(問合せ)

福島県共同募金会郡山市共同募金委員会  
(郡山市社会福祉協議会内) Tel932-5311

### (3) 日本赤十字社

災害救護活動をはじめ国際活動、血液事業、奉仕団活動の推進及び救急法や幼児安全法の普及などの事業を推進しています。

これらの事業を支えているのは、赤十字社員(毎年500円以上拠出)として協力いただいている市民の皆さまです。

(問合せ)

日本赤十字社福島県支部郡山市地区  
(郡山市社会福祉協議会内) Tel932-5311

### (4) 地域包括支援センター

高齢者の方が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、心身の健康維持、生活の安定のために必要な相談・支援を行う拠点として市内17ヶ所に「地域包括支援センター」を設置しています。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が中心となって高齢者の方への総合的な支援を行います。

担当地区や連絡先などが不明な場合は地域包括ケア推進課までお問い合わせください。

(問合せ) 地域包括ケア推進課 Tel924-3561

### (5) 認知症サポーター

認知症についての正しい知識や対応の仕方について学び、認知症の方やそのご家族を暖かく見守る「認知症サポーター」を養成する出張講座を開催しています。(高齢者の方やご家族に限らず、どなたでも受講することができます。)

認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターとなった方には「オレンジリング」を、認知症サポーターの方が所属するお店や事務所には「認知症サポーターステッカー」を、それぞれお渡ししています。



(問合せ) 地域包括ケア推進課 Tel924-3561

### (6) 孤独死・孤立死等の防止に係る情報提供について

近年、高齢化及び核家族化の更なる進展に伴い、高齢者や障がい者世帯等における孤独死や孤立死等が危惧されています。このような孤独死や孤立死を未然に防止するためには、地域や関係機関が連携して早期に異常を察知することが重要です。



町内にお住まいの高齢者や障がい者世帯で、近ごろ顔を見なくなったなど普段と違うと思われる方がありましたら、以下のとおり情報提供の御協力をお願いします。

通報者氏名	
通報者電話番号	
確認日時	平成 年 月 日 時頃
対象者住所	
対象者氏名	
内 容	<input type="checkbox"/> 新聞・郵便物がたまっている <input type="checkbox"/> 長期に渡り電気・ガス・水道等が使用されていない <input type="checkbox"/> 昼夜電灯が点灯したままである <input type="checkbox"/> その他 (                      )
特記事項 (状況等)	

(問合せ) 保健福祉総務課  
Tel924-2611 / FAX924-2300

## 11 生涯学習・ボランティア

### (1) ユニバーサルデザイン

#### ① ユニバーサルデザイン (UD) ってなに？

障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人を使いやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指そうという考え方が『ユニバーサルデザイン』です。

ユニバーサルデザインは、「ユニバーサル(すべての、万人の、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」を組み合わせた言葉で、頭文字をとって『UD (ユーディー)』ともいわれます。

#### ② 郡山市の進めるユニバーサルデザイン

郡山市では、市民・事業者・行政が協働でユニバーサルデザインの推進に取り組むために、「心とこころ みんなで奏でる思いやり」を推進のキーワードとする「こおりやまユニバーサルデザイン推進指針」を策定しました。

この指針では、「人づくり」や「地域での普及」を大切にしており、町内会の活動をはじめ、身近なところからの取り組みを推進していきたいと考えています。

詳しい内容をお知りになりたい方のために、出前講座を実施していますので、御利用ください。

(問合せ) 市民・NPO 活動推進課 Tel924-3471

### (2) 男女共同参画 さんかく教室

人権の大切さや男女共同参画に関する専門講師を郡山市が無料で派遣する制度です。勉強会や研修会をご検討中の方！ぜひ、御利用ください。

#### ① 講座内容

##### ●メニュー講座

コミュニケーションやハラスメント、エイジングの心理等、豊富なメニューを取り揃えています。詳しくはお問い合わせください。

##### ●フリープラン講座

テーマと講師をグループと市で協議して選定します。時間は、1講座あたり原則2時間以内です。

## ② 対象

市内を中心に活動するおおむね 10 人以上のグループが対象です。

※年間 1 グループにつき、2 回までとなります。

## ③ 費用

講師謝礼は市が負担します。ただし、会場の手配はグループでお願いします。

(会場使用料が必要な場合は、グループで御負担ください。)

## ④ 申し込み方法

講師の日程調整が必要ですので、受講希望日の 1 か月前までに男女共同参画課へ御相談ください。

## ⑤ 注意事項

- ・会場やチラシに「さんかく教室」である旨を明示ください。
- ・政治及び宗教、または営利を目的とした集会は対象となりません。

(問合せ) 男女共同参画課

Tel924-3351 / Fax921-1340

### (3) 市政きらめき出前講座

福祉や環境、教育などの市政について、市職員が、いつでも どこへでも 講師として出向き、講座を開きます。

### 【市政きらめき出前講座の申込方法】

- おおむね 10 名以上集まれば、どなたでも申し込みできます。
- 99 のメニューの中から好きな講座を選んでください (内容についてはお問い合わせください)。
- 会場となる公民館などの公共施設や、集会所、ホールなど施設の日時を押さえてください。
- 2 週間ほど前までに、生涯学習課又は各講座担当課に、電話で申し込みになるか申込書を提出ください。

※電話で申込みの際は、次の内容をお話してください。

- ・団体の名称
- ・代表者 (担当者) の住所、お名前
- ・連絡先 (電話番号)
- ・希望の講座名と講座の番号
- ・希望の日時 (できれば第 2 希望まで)
- ・会場 (予約又は申請済みの会場です。)
- ・後日、講座の担当課と打ち合わせいただく方のお名前と連絡先

(問合せ)

教育委員会生涯学習課

Tel924-2441 / Fax935-7834

### (4) 移動消費生活センター

町内会、PTA、グループ等 10 名以上の「団体」が主催する学習会に講師を無料で派遣しています。

## 【申込方法】

日時・場所・派遣メニューの中からテーマが決まりましたら、希望する日の1ヶ月前までに消費生活センターへお申し込みください。

(問合せ)

市民安全課消費生活センター Tel921-0333

## （5）ニュースポーツ用具の貸出

グラウンド・ゴルフやペタンクなどのニュースポーツ用具を無料で貸し出しています。

貸出用具	貸出場所
グラウンド・ゴルフ	各公民館
ペタンク	
インディアカ	総合体育館
ユニホック	総合体育館、安積公民館、片平公民館
ターゲットバードゴルフ	総合体育館

※問い合わせは、貸出場所の各施設へ

(問合せ) スポーツ振興課 Tel924-3441

## （6）郡山市生涯学習きらめきバンク

300人程度の指導者やボランティア、サークルが登録されています。スポーツや文化活動、地域活動に御利用ください。

※お近くの公民館に冊子がありますので、公民館窓口で閲覧してください。

(問合せ)

教育委員会生涯学習課 Tel924-2441

## （7）公民館等の予約について

平成27年4月6日から、従来の電話・窓口での申込みに加え、インターネットでの予約も受付を開始しました。パソコンやスマートフォンで24時間いつでも予約が可能となりましたので、ぜひ御利用ください。

### ① インターネット予約での利用の流れ

#### ●利用者登録

初回利用時には、公民館等の窓口で、事前の登録手続（利用者ID・メールアドレス・パスワードの設定）が必要です。

#### ●郡山市ウェブサイトにて予約申込み

「郡山市公共施設案内・予約システム」から申込み可能です。

#### ●使用許可申請、使用料支払い、鍵の受渡し

利用当日までに公民館等の窓口で行ってください。

### ② 窓口・電話予約とインターネット予約の比較

窓口・電話による予約とインターネット予約とは、利用可能施設や受付開始時間、予約回数などに違いがありますので、次ページの表をよく御確認のうえ、御利用ください。



(問合せ)

教育委員会生涯学習課 Tel924-2441

項目		窓口・電話	インターネット
利用対象施設		全館	中央公民館・勤労青少年ホーム（多目的ホールを除く）、地区・地域公民館、公会堂、公民館分室（安積・富久山・三穂田鹿ノ崎）、安積・富久山総合学習センター（集会室・体育室除く）
受付開始時間（*）	中央公民館 公会堂 勤労青少年ホーム	6月前8:30～	6月前9:00～
	安積・富久山 総合学習センター	2月前9:30～	2月前10:00～
	その他の公民館	2月前8:30～	2月前9:00～
受付終了時間		利用開始時まで	利用予定日5日前の午後11時59分まで
予約回数制限		なし (集会室・ホールのみ月3日)	1施設につき月3日まで
使用料支払期限		使用許可時 (職員在勤時間内)	使用許可時 (職員在勤時間内)
必要事項		利用者ID	利用者ID メールアドレス パスワード

（\*）受付開始初日が休館日・祝日の場合は、窓口・電話は、その前日から予約受けを行います。インターネットは、休館日・祝日でも予約可能なため、受付開始日の変更はありません。

## （8）社会福祉協議会ボランティアセンター

ボランティア・市民活動の支援を希望する人と提供したい人との橋渡しやボランティアや市民活動に関するあらゆる相談・情報の提供などを行っています。

（問合せ）

社会福祉協議会ボランティアセンター

TEL 924-2968

## （9）市民活動サポートセンター

### ① NPOって？

直訳すると「非営利活動を行う組織」となりますが、「(自治体や企業とは独立した団体として) 営利を目的としない社会的な公益活動を行う団体」のことで、平成25年4月1日現在で126のNPO法人や多くの市民活動団体、ボランティア団体が、公共の担い手として活発な活動をしてきており、協働のまちづくりへの参加意識が高まっています。

## ② 市民活動サポートセンターでは

市民活動サポートセンター（愛称：アシストパーク郡山）では、ボランティアや NPO などの市民活動を始めたい方や、すでに活動している方に対する情報提供及び NPO 法人設立に関する相談や支援などを行っています。

また、講演会や団体運営に役立つ専門講座を開催するだけでなく、講習会やイベント、助成金等の“お役立ち情報”を「市民活動サポートメール」や広報誌などでお知らせしています。

さらに、町内会活動をはじめとする地域の活動やボランティア活動を総合的に補償する「郡山市まちづくり活動保険」を導入し、地域活動やボランティア活動が積極的に行える環境整備に努めています。

**(問合せ) 市民活動サポートセンター**  
**(西庁舎3階) Tel924-3352**

## (10) ゲートボール場用地の固定資産税等の減免

老人クラブ等がゲートボール場用地専用として使用している土地は、申請により固定資産税・都市計画税が減免されます。ただし、所有者が当該ゲートボール場用地を有料で使用させている場合を除きます。

減免の適用を受けるには、毎年納期限の7日前までに申請する必要があります。

**(問合せ) 資産税課 Tel924-2091**

## 12 納税貯蓄組合

### (1) 納税貯蓄組合とは

隣近所や勤務先の人々によって任意に組織された組合で、組合員どうしが声を掛け合い、助け合いながら、市税の納期内納付をより確実なものとするを目的とした組織です。

本市では現在、674 組合が組織され、組合員数は 13,620 人を数えます。(平成 26 年 4 月 1 日現在)

### (2) どのような税金が対象になるの？

市県民税（普通徴収）・固定資産税（都市計画税を含む）・軽自動車税・国民健康保険税（普通徴収）が対象になります。

納付には、便利で安心な口座振替を御利用ください。

### (3) 加入するにはどうすればいいの？

すでに設立されている組合の組合長に申し出れば加入できます。

また、地域や勤務先で、5人以上の納税者が集まれば新たに組合を設立することもできます。

組合の設立・解散及び加入・脱退については自由ですが、市への届出が必要となります。

### (4) どんなメリットがあるの？

- 成績の優秀な組合は、市から表彰されます。
- 一定の要件を満たすと各組合への事務費

として、申請に基づき組合運営奨励金が市から交付されます。

(問合せ) 収納課 Tel924-2101

## 13 各種相談

本市では、市民の方々が抱える諸問題に対する各種相談を受け付けております。

悩みごと・問題などがありましたら、お気軽に御相談ください。



### (1) 市民相談センター

開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで、各種相談を行っています。

次の相談は弁護士等が相談に応じるものです。詳しくは市民相談センターにお問い合わせください。

#### ① 無料法律相談

争いやトラブル等が起きた際の法律相談

##### 【相談日時】

第1・3木曜日、第4火曜日(13時～16時)  
(予約制)

##### 【相談員】

福島県弁護士会 郡山支部弁護士

#### ② 登記相談

不動産、抵当権設定などの登記、相続、贈

与などについての相談

##### 【相談日時】

第4木曜日(13時～16時)(12月は除く)

##### 【相談員】

福島県司法書士会 郡山支部司法書士

#### ③ 行政相談

国、県、市、公団等の仕事についての意見、要望、苦情などについての相談

##### 【相談日時】

第2火曜日(13時～16時)

##### 【相談員】

行政相談委員

#### ④ 増改築相談

増築、改築修繕、新築など建築についての相談

##### 【相談日時】

第2火曜日(13時～16時)

##### 【相談員】

郡山住宅増改築相談委員会 増改築相談員

#### ⑤ 公証人相談会

遺言、離婚協議書等の公正証書についての相談

##### 【相談日時】

第2水曜日(13時～16時)

##### 【相談員】

郡山公証人合同役場 公証人

(問合せ)

市民相談センター(西庁舎1階)  
Tel924-2155

## (2) 消費生活センター

契約に関するトラブルや多重債務問題の解決のために助言・情報提供・あっせん・他機関紹介等を行います。

### 【時間】

午前8時30分～午後5時15分  
(日・土・祝日及び年末年始は休み)

### 【場所】 市民安全課消費生活センター

※弁護士または司法書士による多重債務無料法律相談、ファイナンシャルプランナーによる生活再建相談(家計の見直し、生活設計へのアドバイス)も行っています。(要予約)開催日等についてはお問い合わせください。

### (問合せ)

市民安全課消費生活センター Tel921-0333

## (3) 労働相談会

職場の労使関係の問題や社会保険制度(労災保険、雇用保険、厚生年金等)についての相談を行っています。

### 【相談日】

毎月1回 日曜日開催(予約制)  
※詳細な日時は雇用政策課までお問い合わせください。

### 【相談員】

社会保険労務士

(問合せ) 雇用政策課 Tel924-2261

## (4) フリーター・ニート等就職支援相談会

履歴書の作成や面接など就労に関する相談

を行っています。

### 【相談日】

毎月1～2回開催(予約制)  
※詳細な日時は雇用政策課までお問い合わせください。

### 【相談員】

キャリアコンサルタント

(問合せ) 雇用政策課 Tel924-2261

## (5) 交通事故相談

交通事故に伴う賠償や示談の仕方などについて、助言や指導を行います(ただし、当事者間の交渉への介入はしません。)。また、必要に応じて、救済業務を行う関係機関(日弁連交通事故相談センターなど)を紹介します。

【時間】 午前10時15分～午後5時

(問合せ) 市民安全課 Tel924-2151

## (6) 心の健康相談

保健所では精神面に悩みを持つ方、精神障がい又はその疑いのある方及び家族の方などからの相談を行っています。精神科医師や臨床心理士の相談は予約制となっています。その他、精神保健福祉士による週1回の電話相談や保健師による午前8時30分から午後5時15分までの随時相談を行っています。

(問合せ)

保健所地域保健課(保健所1階) Tel924-2163

## 14 原子力災害対策・除染

### (1) 郡山市ふるさと再生除染実施計画

本市では、平成23年12月に策定した「郡山市ふるさと再生除染実施計画」に基づき、一般住宅をはじめ、農地、道路、公共施設等の除染を実施しています。

#### 【今年度実施する主な除染活動】

- ・一般住宅（店舗、事務所等を含む）
- ・道路 ※住宅除染が終了した地区から実施
- ・農地

#### (問合せ)

原子力災害総合対策課 Tel924-4731

道路除染推進課 Tel924-2451

農業振興課 Tel924-3761

### (2) 身のまわりの放射線量の測定・測定機の貸出

#### ① サーベイメータの配備

平成23年10月28日から各行政センター及び方部町内会連合会を通して市内全659町内会に1台ずつ配備しました。

#### ② 個人宅の放射線量測定事業

市民の皆様の希望により、市の担当者が自宅などへ伺い、身近な生活空間の放射線量を測定します。

#### 【申込み方法】

- ・電話 924-5400（電話予約が必要です）
- ・受付 平日8:30～17:00

#### ③ 個人へのサーベイメータ貸出事業

空間線量を測定するためのサーベイメータを貸出します。

#### 【申込み方法】

- ・電話 924-0071（電話予約が必要です）
- ・貸出場所 市役所西庁舎1階
- ・貸出期間 貸出日から7泊8日
- ・受付 平日9:00～17:00

#### ④ 個人への電子式積算線量計貸出

市内在住の高校生以上の方を対象に電子式積算線量計を貸出します。

#### 【申込み方法】

- ・電話 924-0071  
（電話予約が必要です。）
- ・貸出場所 市役所西庁舎1階
- ・貸出期間 1か月
- ・対象者 市内在住の15才以上の方  
※市内の高等学校への通学者に対しては各学校を通して貸し出します。
- ・受付 平日9:00～17:00

### (3) 食の安全確保

食品の安全の確保及び食品に対する不安を解消するため、市民の皆様が持ち込む食品等に含まれる放射能を検査します。

#### 【申込み方法】

食品の前処理の方法等を説明いたしますので、各検査施設の窓口又は予約専用電話番号（57ページに記載）へ事前に予約をお願いします。



検査施設	受付日 (年末年始を除く)	受付時間
各行政センター	月曜日から金曜日	8時30分から 17時15分まで
緑ヶ丘、小山田、高瀬の各地域公民館		
総合地方卸売市場(2階)		
ニコニコこども館(1階)	毎月第3土曜日とその翌日を除く日	8時30分から 17時15分まで
郡山市民プラザ(郡山駅前ビッグアイ6階)	毎週月曜日、火曜日を除く日	10時から 18時45分まで



(問合せ)

保健所放射線健康管理課 Tel924-0201

#### (4) 放射線の内部被ばく検査

保健所では、市民の長期的な健康管理を図るため、全市民を対象にホールボディカウンター(WBC)による内部被ばく検査を実施しております。

#### **【検査実施日時】**

毎週火曜日～土曜日(第2金・土曜日を除く)及び毎月第3日・月曜日  
9:00～17:00

#### **【申込み方法】**

19歳以上の方は、電話(922-2239)、電子申請での受付となります。ふるさと再生除染実施計画の区域別順位により、順次、申し込み案内を郵送いたします。

なお、18歳以下のお子さんについては、偶数年齢に達する年度の方が対象となります。対象の方には、順次、申込書を送付しておりますので、検査を希望される方は返送してください。



(問合せ)

保健所放射線健康管理課 Tel924-0201

(保健所1階)

#### (5) 原子力損害賠償請求に関する相談窓口

原子力損害賠償請求を支援するため、国、県、弁護士会、行政書士会が各種相談窓口を開設していますので、少しでも疑問、不安な点がありましたら相談しましょう。

#### **【東京電力に直接請求する方法】**

損害賠償に係る請求書用紙の入手や、請求手続きの相談等、損害賠償請求全般に係る相談窓口です。

東京電力福島原子力補償相談室

受付時間：午前9時～午後9時

電話番号：0120-926-404

## 【原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を申立てして請求する方法】

原子力事業者（東京電力）に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関。

受付時間：午前 10 時～午後 5 時  
（年末年始を除く平日）  
電話番号：0120-377-155

## 【損害賠償に関する各種相談窓口】

### 福島県原子力損害賠償等相談窓口

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分  
（平日）  
電話番号 024-523-1501

### 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

行政書士等による相談受付  
受付時間 午前 10 時～午後 5 時  
（年末年始を除く）  
電話番号 0120-013-814

### 弁護士による対面相談事前予約

受付番号 午前 9 時～午後 5 時  
（年末年始を除く）  
電話番号 0120-330-540

### 福島県弁護士会

弁護士による無料電話相談  
受付時間 午後 2 時～午後 4 時（平日）  
電話番号 024-534-1211  
原子力発電所事故被災者救済支援センター  
受付時間 午前 10 時～午後 3 時（平日）  
電話番号 024-533-7770



## ▽予約受付専用電話番号一覧

地区	施設名	予約電話	地区	施設名	予約電話
旧市内	★ニコニコこども館	090-8612-8293	喜久田	★喜久田行政センター	080-3199-6587
	郡山市民プラザ	090-8618-9863			
駅東地区	緑ヶ丘地域公民館	090-2994-0784	日和田	★日和田行政センター	080-3324-6489
富田	富田行政センター	080-3142-8653	富久山	★富久山行政センター	080-3325-0948
大槻	★大槻行政センター	080-3144-9333	湖南	湖南行政センター	080-3325-7498
	小山田地域公民館	090-6451-8392	熱海	熱海行政センター	080-3327-0434
	総合地方卸売市場	090-9420-9459	田村	★田村行政センター	080-3327-6588
安積	★安積行政センター	080-3145-6982		高瀬地域公民館	090-6684-4522
三穂田	三穂田行政センター	080-3190-2552	西田	★西田行政センター	080-3339-1816
逢瀬	逢瀬行政センター	080-3192-5857	中田	中田行政センター	090-1374-7339
片平	片平行政センター	080-3192-8790			

※お住まいの地区以外の施設でも検査することができます。

※検査結果を市ウェブサイトで公開しています。

## ▽非破壊式放射能検査のお知らせ

上記のうち、施設名の前に★が付いている施設については、食品等を刻まずに丸ごと検査する非破壊式放射能検査機器を導入しています。長いものや大きいものは、切断してから持参していただく必要があります。また、刻まずに丸ごと検査する非破壊式放射能検査機器であっても、土等を落とす洗浄は必要です。洗浄後に常温で500g以上を持参してください。検査時間は、約20から40分です。詳しい持込方法等については、上記の予約受付専用電話番号へお問い合わせください。

## ～ すぐに役立つ電話一覧 ～

内容	担当課名	連絡先	場所	関連ページ
町内会に関すること 地域づくりに関すること	市民・NPO 活動推進課	924-3471	西庁舎3階	10～30
防犯灯に関すること	市民安全課	924-2151	西庁舎3階	34
ごみに関すること	清掃課	924-2181	本庁舎1階	35～37
道路に関すること	道路建設課 道路維持課	924-2291 924-2301	本庁舎4階	37～39
河川に関すること	河川課	924-2701	本庁舎4階	39
公園に関すること	公園緑地課	924-2361	本庁舎3階	39～43
民生委員・児童委員に関すること	保健福祉総務課	924-3822	本庁舎1階	45
各種相談に関すること	市民相談センター	924-2155	西庁舎1階	52～53
原子力災害対策 住宅除染に関すること	原子力災害総合 対策課	924-4731	本庁舎1階	54～57
道路除染に関すること	道路除染推進課	924-2451	本庁舎4階	54

### ●行政センター等

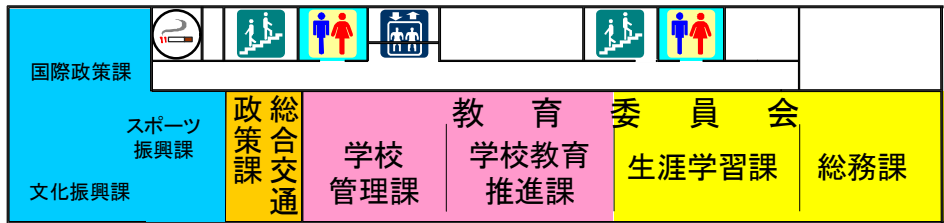
名 称	TEL	FAX	住 所
富田行政センター	951-7200	961-5394	町東三丁目84
大槻行政センター	951-1510	952-5614	大槻町字中前田56-1
安積行政センター	945-0331	945-0345	安積一丁目38
三穂田行政センター	954-2111	953-2217	三穂田町富岡字鹿ノ崎11-1
逢瀬行政センター	957-3000	957-2840	逢瀬町多田野字南原3
河内連絡所	957-3305	957-2841	逢瀬町河内字西荒井156
片平行政センター	951-5080	952-5615	片平町字町南7-2
喜久田行政センター	959-2003	959-3865	喜久田町堀之内字下河原1
日和田行政センター	958-2111	958-5160	日和田町字広野入5-1
富久山行政センター	932-6080	932-6300	富久山町福原字泉崎181-1
湖南行政センター	983-2111	983-2462	湖南町福良字家老9381-2
月形連絡所	982-2112	982-2802	湖南町舟津字舟津852
熱海行政センター	984-3101	984-3108	熱海町熱海一丁目1
田村行政センター	955-3101	955-2374	田村町岩作字穂多礼72
高瀬連絡所	955-3115	955-3390	田村町上行合字宮耕地93-1
二瀬連絡所	975-2131	975-2100	田村町栃本字市穀4-2
西田行政センター	972-2111	972-2229	西田町三町目字桜内259
中田行政センター	973-2111	973-3340	中田町下枝字大平358
緑ヶ丘市民サービス センター	941-3711	941-1101	緑ヶ丘東三丁目1-21

郡山市役所見取り図

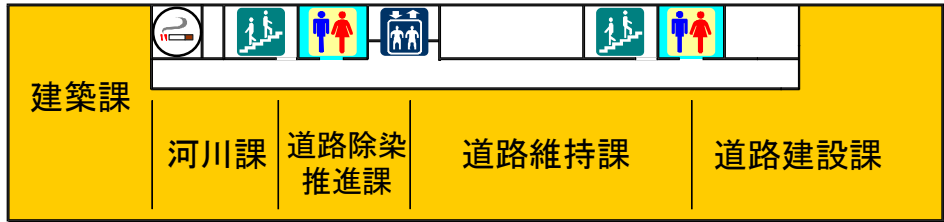


# 本庁舎案内図

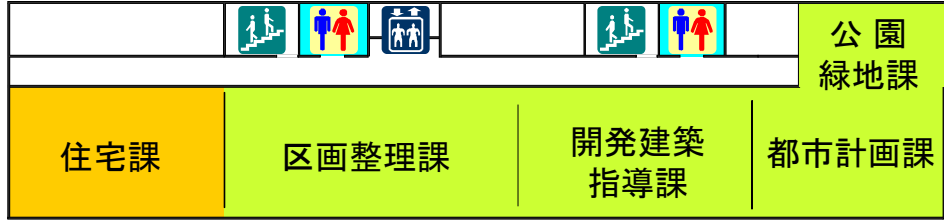
## 本庁舎5階



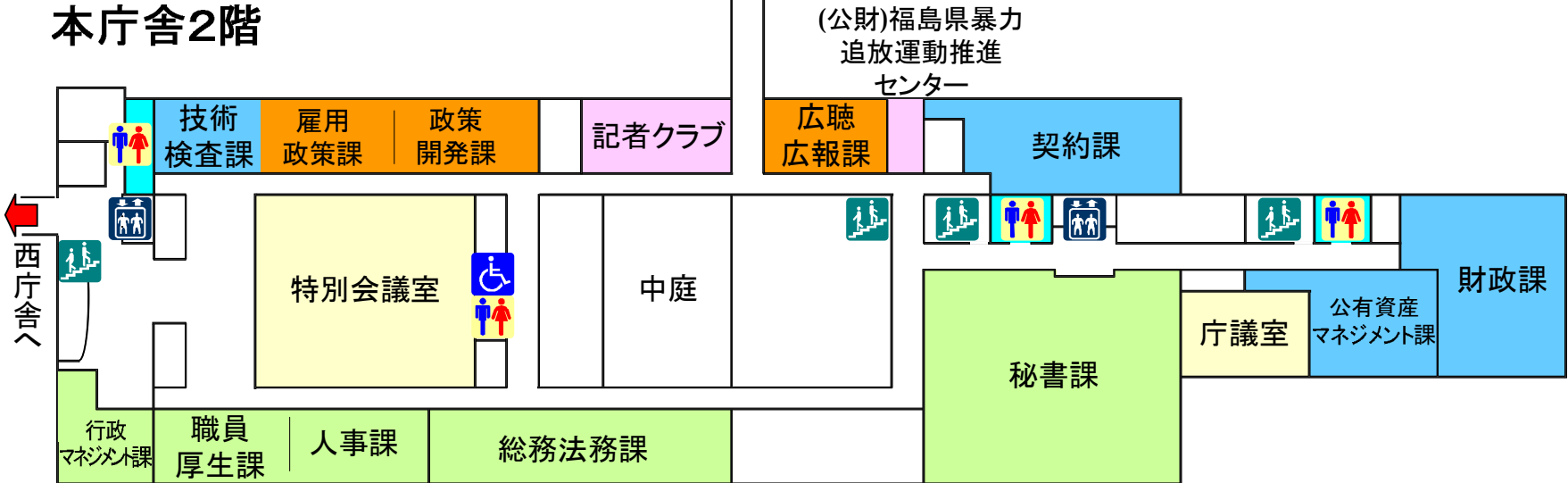
## 本庁舎4階



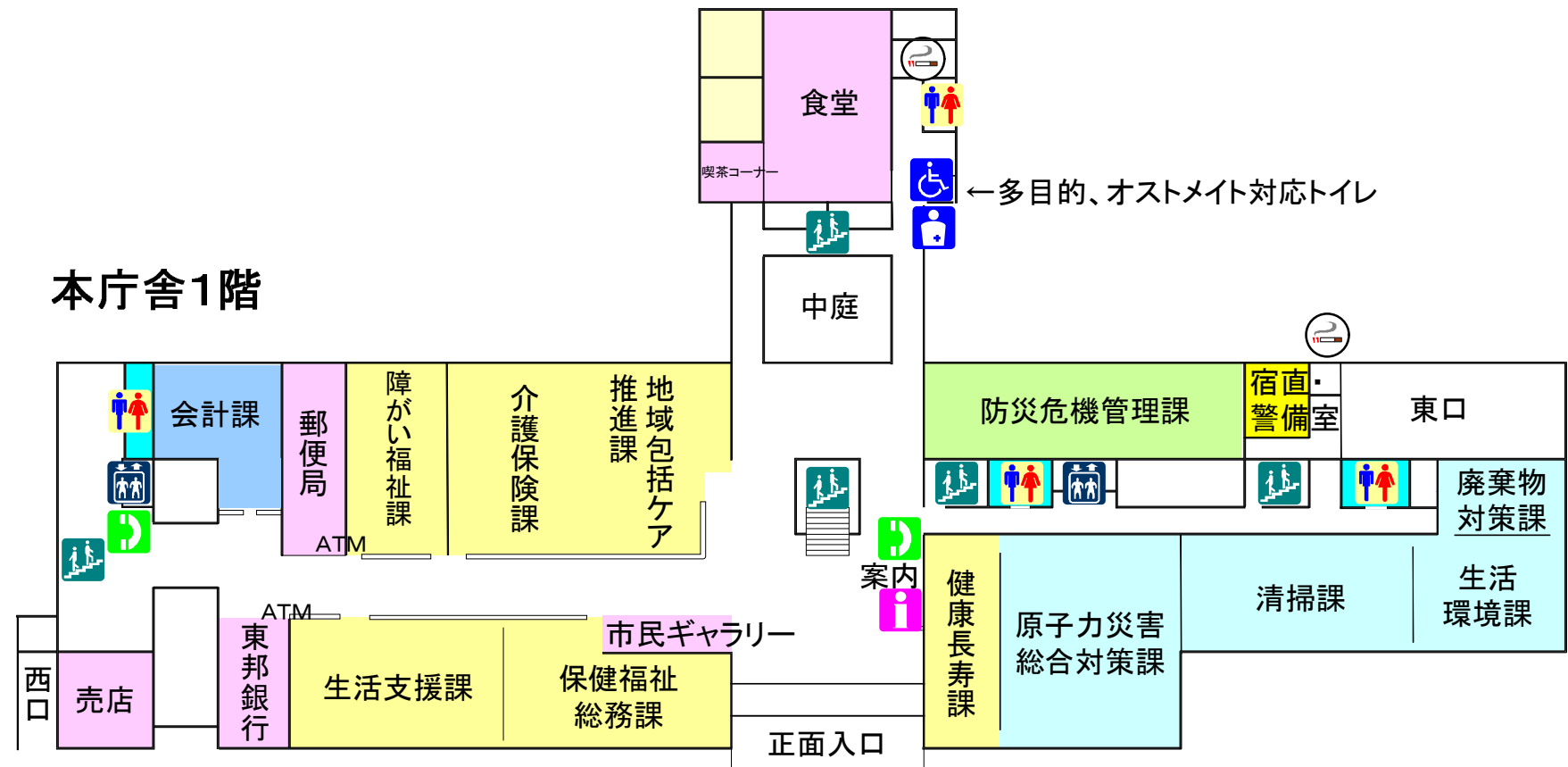
## 本庁舎3階



## 本庁舎2階

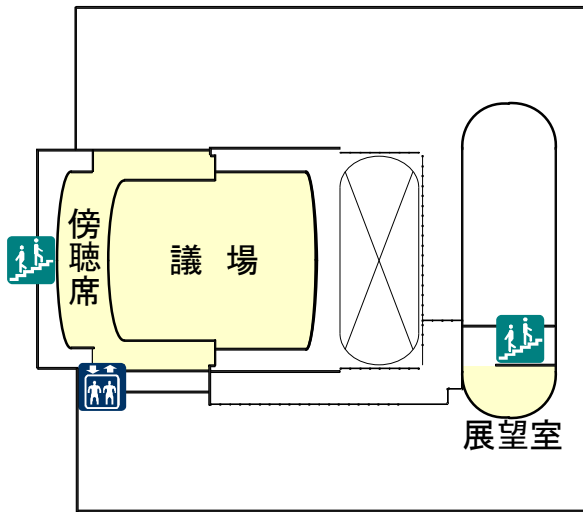


## 本庁舎1階

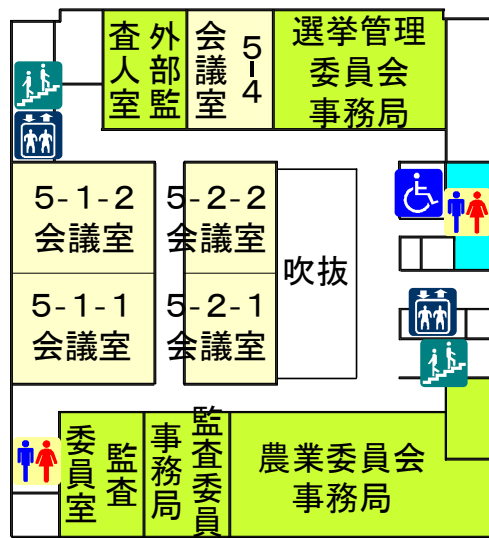


# 西庁舎案内図

## 西庁舎8階



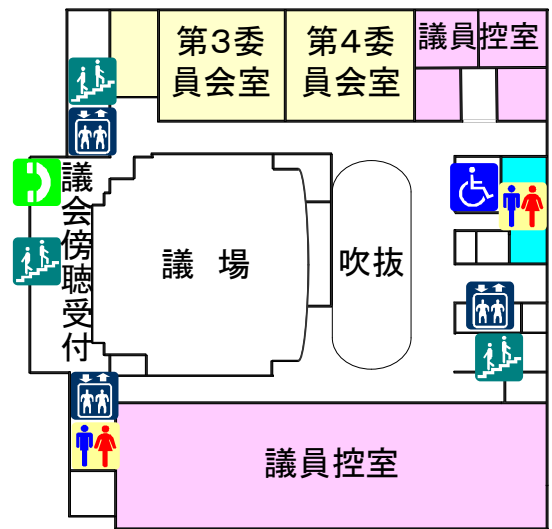
## 西庁舎5階



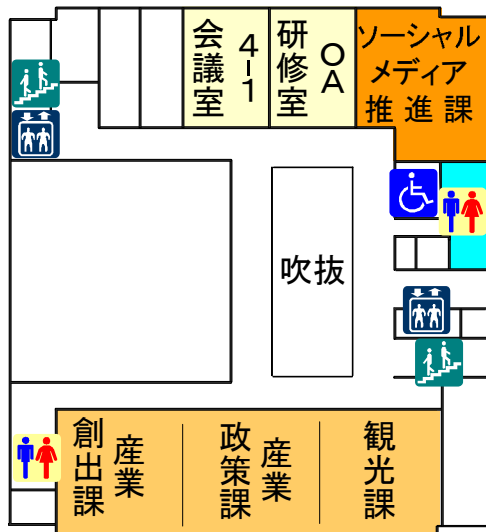
## 西庁舎6階



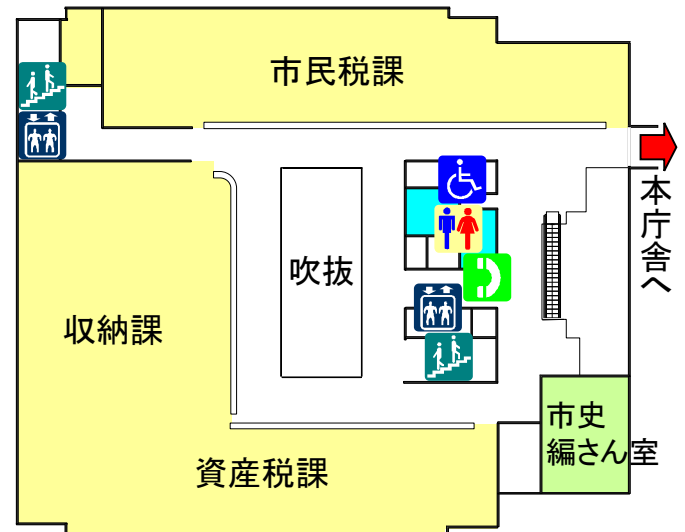
## 西庁舎7階



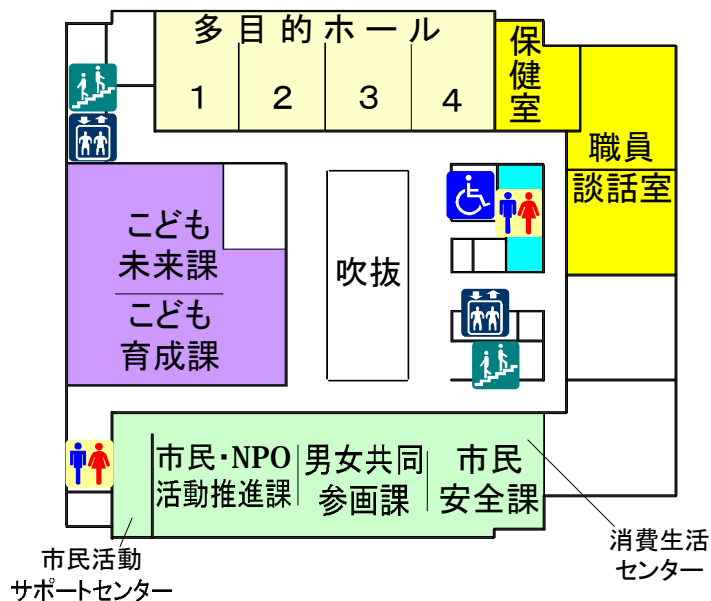
## 西庁舎4階



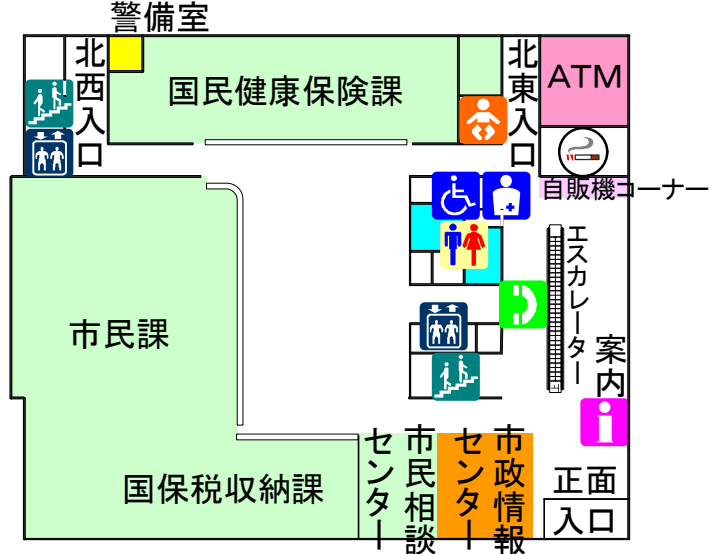
## 西庁舎2階



## 西庁舎3階

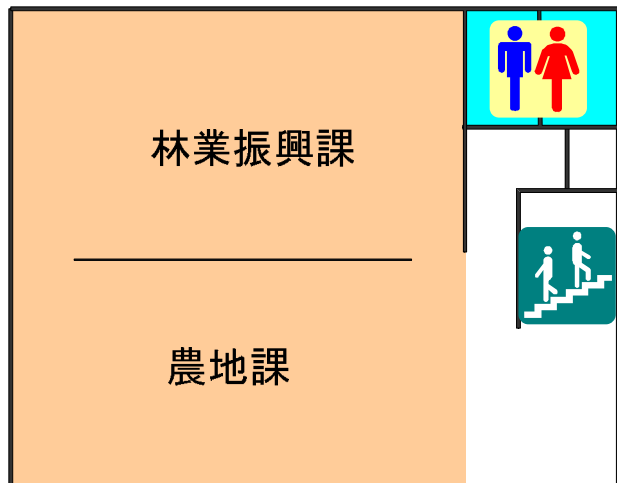


## 西庁舎1階

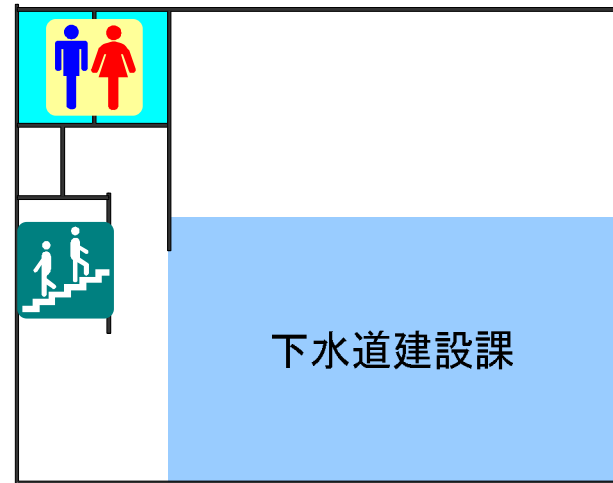


# 本庁舎北1・2号棟案内図

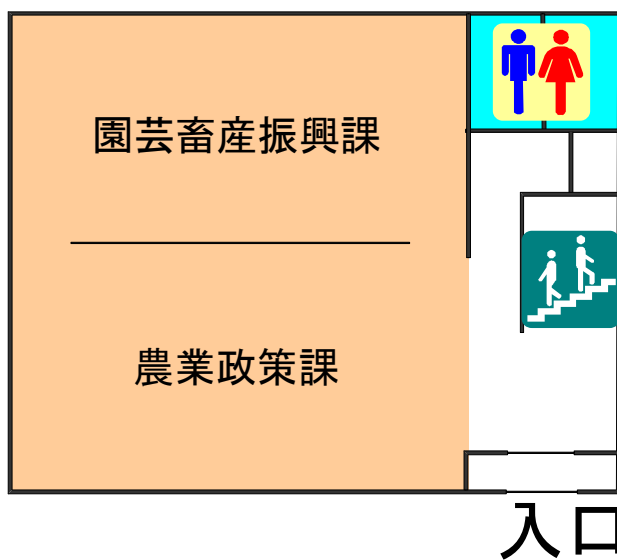
北1号棟2階



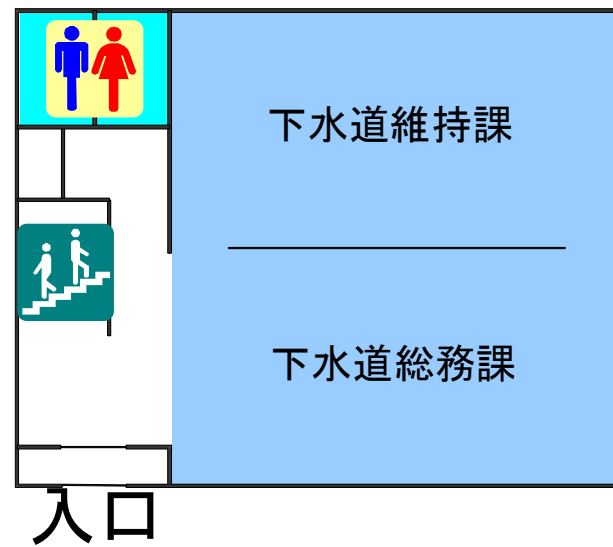
北2号棟2階



北1号棟1階



北2号棟1階



# 別棟案内図

別棟2階



別棟1階





## 町内会活動ハンドブック(2015年版)

---

平成 13 年 4 月 1 日 初版発行

平成 27 年 6 月 1 日 2015 年版発行

◇ 編集・発行 郡山市市民部市民・NPO 活動推進課

〒963-8601

郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL 924-3471 FAX 931-5186

◇ e-mail : [shiminnpokatudou@city.koriyama.fukushima.jp](mailto:shiminnpokatudou@city.koriyama.fukushima.jp)

◇ ホームページアドレス <http://www.city.koriyama.fukushima.jp/>

◇ 印刷 郡山市総務部総務法務課

---